

## 審議事項 及び 報告事項

### **審議事項**

#### 1. 委員の変更について【資料1】

##### 委員変更

(新) 長嶋 政弘 厚生労働省石川労働局長

(旧) 吉田 研一 厚生労働省石川労働局長

(新) 溝口 道晴 日本通運株式会社北陸支店支店長

(旧) 中田 徹 日本通運株式会社金沢支店支店長

#### 2. 令和4年度における石川県地方協議会の取組計画について【資料2、3】

##### (1) 今年度の輸送分野別の検討について

輸送分野全般において取引環境の適正化を図るため、中長期的な取組として、荷主及びトラック事業者を対象とした説明会や要請行動、リーフレット配布等による周知活動を毎年継続して実施し、昨年度に引き続き2024年度までに標準的な運賃の届出率を90%以上とする目標達成に向け取組を進める。

##### (2) トラック運送事業者に対する労働時間等説明会について

荷主及びトラック事業者を対象とした取引環境と労働時間改善に向けた説明会を開催することとし、周知効果の増進のため、参加荷主の更なる拡大を図る。

また、荷主とトラック事業者を対象とする改善基準告示の見直しに係るセミナーを労働基準監督署において開催し周知の徹底を図ることを検討している。

昨年度に引き続き、労働基準監督署において開催する荷主及びトラック事業者を対象とした労働時間等説明会を検討している。県内3ヶ所（能登地区、金沢地区、加賀地区）に分けての実施を調整中。

##### (3) 周知事項について

- 〔 ○異常気象時における輸送の安全確保
- 適正な運賃収受のための荷主周知活動

上記2項目について、荷主団体への要請行動を行い、物流機能維持への理解を求める。また、テレビCM、リーフレットの配布等を通じ、荷主企業、トラック事業者に対して、標準的な運賃や燃料サーチャージの導入等によって今般の燃料価格等の上昇を反映した適正な運賃への見直しが行われるよう改めて周知を図る。

##### ○標準的な運賃

荷主とトラック事業者を対象とした取引環境と労働時間改善に向けた説明会を

行い、制度の趣旨について荷主の理解を広げ、事業者による届出を促す。また、リーフレット等を作成してトラック事業者のはか荷主団体を通じて荷主企業にも配付、広報を依頼するほか、荷主団体への要請行動を実施し、労働力確保の課題や物流機能の維持にかかる理解と協力を求める。

- 「ホワイト物流」推進運動
- 「加工食品」、「建設資材」、「紙・パルプ」物流ガイドライン
- 運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）
- トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト
- トラック運転者の長時間労働改善特別相談センターの開設について

上記5項目について、荷主とトラック事業者を対象とした取引環境と労働時間改善に向けた説明会等の機会を通じ広く周知を図ることとする。

#### 報 告 事 項

前回協議会書面回答書において、委員より以下のご意見を頂戴しております。

頂いたご意見をもとに、以後の協議会活動がより効果的になるよう進めてまいります。

#### 【ご意見】

長時間労働の改善には事業者として取り組むことにも限度があり、さらに改善するには高規格幹線道路のさらなる延長が必要不可欠である。よって現在の自動車関係諸税を道路整備に充てて頂きたい。

#### 参 考 資 料

- ・ トラック運送事業の働き方をめぐる現状（第14回中央協議会配布資料）
- ・ トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター（リーフレット）

トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会

(新) 委 員 名 簿

(敬称略)

近 藤 修 司	株式会社四画面思考研究所代表取締役
普 赤 清 幸	石川県商工会議所連合会専務理事
橋 本 政 人	一般社団法人石川県経営者協会専務理事
中 村 明	石川県中小企業団体中央会専務理事
吉 田 幸 浩	全国農業協同組合連合会石川県本部管理部長
久々湊 尚 純	カナカン株式会社物流システム部部長
松 任 宏 幸	津田駒工業株式会社常務取締役総務部長
杉 浦 直 人	石川県交通運輸産業労働組合協議会議長
久 安 常 信	一般社団法人石川県トラック協会会長
山 田 秀 一	北陸貨物運輸株式会社代表取締役
小 前 田 彰	小前田運輸株式会社取締役会長
溝 口 道 晴	日本通運株式会社北陸支店支店長
長 嶋 政 弘	厚生労働省石川労働局長
平 井 隆 志	国土交通省北陸信越運輸局長

(オブザーバー)

北陸農政局経営・事業支援部食品企業課

# トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会

## (旧)委員名簿

(敬称略)

近 藤 修 司	株式会社四画面思考研究所代表取締役
普 赤 清 幸	石川県商工会議所連合会専務理事
橋 本 政 人	一般社団法人石川県経営者協会専務理事
中 村 明	石川県中小企業団体中央会専務理事
吉 田 幸 浩	全国農業協同組合連合会石川県本部管理部長
久々湊 尚 純	力ナカン株式会社物流システム部部長
松 任 宏 幸	津田駒工業株式会社常務取締役総務部長
杉 浦 直 人	石川県交通運輸産業労働組合協議会議長
久 安 常 信	一般社団法人石川県トラック協会会長
山 田 秀 一	北陸貨物運輸株式会社代表取締役
小 前 田 彰	小前田運輸株式会社取締役会長
中 田 徹	日本通運株式会社金沢支店支店長
吉 田 研 一	厚生労働省石川労働局長
平 井 隆 志	国土交通省北陸信越運輸局長

(オブザーバー)

北陸農政局経営・事業支援部食品企業課

## 資料 2

基政発0719第1号  
基監発0719第1号  
国自貨第38号  
令和4年7月19日

都道府県労働局労働基準部長 殿  
各運輸局自動車交通部長等 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長  
厚生労働省労働基準局監督課長  
国土交通省自動車局貨物課長  
(公印省略)

### 令和4年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」 の実施事項について

平成27年度から中央及び各都道府県に設置している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」（中央に設置している協議会を「中央協議会」、都道府県に設置している協議会を「地方協議会」という。以下同じ。）では、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の策定や「パイロット事業」等の実証実験による取組の深掘り、さらに、荷待ち件数が特に多い輸送分野（加工食品、飲料・酒、建設資材、紙・パルプ、生鮮食品（生乳））等において、輸送品目ごとの課題整理や改善策の検証を実施し、サプライチェーン全体での課題解決に取り組んだところである。

今後、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に基づき、自動車運転の業務について令和6年度から時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、自動車運転者の長時間労働の改善と生産性向上の取組を荷主と連携して更に加速させていく必要があり、これまでの中央協議会や地方協議会で取り上げられた課題について、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一丸となって、解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

については、今年度の地方協議会において重点的に取り組む事項、関係省庁との連携を強化して取り組む必要がある事項について、下記のとおり通知するので、必要な対応をされたい。

#### 記

- 1 今年度の重点取組事項について
  - (1) 今年度の輸送分野別の検討について

## ① 対象輸送分野

各地方協議会事務局（運輸支局、都道府県労働局及び都道府県トラック協会をいう。以下同じ。）は、これまでの地方協議会での課題整理や過去の実証事業を通じて浮き彫りとなった課題、輸送分野ごとに顕在化している課題等に対し、1つ以上の輸送分野における課題の整理及び課題に対する改善策の活用等を検討すること。検討の対象とする輸送分野（以下「対象輸送分野」という。）は、各地方の状況に応じ、次の（ア）～（オ）のいずれかにより選定すること。なお、選定に当たっては、下記2において工程表作成及びKPI設定が行われることを考慮し、中長期的な取組を見据えて検討すること。

（ア）令和元年度に実施した待機時間・附帯作業に関する調査の都道府県別の結果

に基づき、各都道府県における待機時間が特に長い輸送分野（別添資料参照）

（イ）令和2年度に実施した積載効率に関する調査の輸送品目別及び都道府県別の結果に基づき、各都道府県における積載効率の改善が必要（※）な輸送分野（別添資料参照）

※ 令和元年度の数値が平成22年度の数値と比較し、概ね約5%以上低下している輸送分野を目安とする。

（ウ）過去の重点取組事項や実証事業のフォローアップを実施する必要があると考えられる輸送分野

（エ）「加工食品、飲料・酒」、「建設資材」及び「紙・パルプ」の中で、各輸送品目別のガイドライン（※）で示した『今後の取組みの方向性』に沿って取組を行う輸送分野

（オ）各地方協議会事務局が取組事項として特に必要と認めた輸送分野

※ 令和2年5月策定（「加工食品物流編」は令和3年4月に「加工食品、飲料・酒物流編」に改訂）「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン 加工食品物流編」、「同 建設資材物流編」、「同 紙・パルプ（洋紙・板紙分野）物流編」、「同 紙・パルプ（家庭紙分野）物流編」

## ② 荷主等の関係者の参画について

i) これまでの地方協議会において議論された課題について、運送事業者と荷主による取組を加速化させるとともに、過去の実証事業等を通じて浮き彫りとなった輸送分野における課題の解決に向けた取組や上記①により選定した対象輸送分野についての検討が効果的なものとなるよう、荷主との更なる連携強化を図っていく必要がある。

そこで、各地方協議会事務局は、対象輸送分野の発・着荷主を含むサプライチェーン全体の関係者はもとより、地方協議会に現在参画していない荷主企業所管省庁の地方支分部局や荷主団体等について、地方協議会への参画を積極的に働きかけること。

なお、中央（厚生労働省本省及び国土交通省本省をいう。）においても経済産業省や農林水産省と連携し、各地方協議会の要請に応じて荷主企業所管省庁

- の地方支分部局や荷主団体等が参画するよう働きかけることとする。
- ii) 地方協議会事務局からの働きかけに当たっては、各地方において課題の多い輸送分野の関係者や影響力の大きい荷主等を中心に、トラック運送事業における長時間労働の実態や荷主等との連携の必要性を丁寧に説明したうえで、地方協議会への参画を打診すること。
- iii) 各地方協議会事務局は、地方協議会委員の所属する団体の会員事業者や地方協議会に参画する関係者等に対するヒアリングを通じて、荷主と運送事業者の実取引における実態や未解決の課題についての把握・整理を行うこと。特に、荷主と運送事業者の連携によって課題解決が図られた好事例があるか、あるいは、荷主と運送事業者が連携できていない場合にどのような課題があるかについて、重点的にヒアリングを行うこと。

#### ③ 対象輸送分野の報告

各地方協議会事務局は、それぞれ各地方協議会事務局を管轄する地方運輸局等（地方運輸局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）に、選定した輸送分野を報告すること。各地方運輸局貨物課等は令和4年9月30日（金）までに各地方協議会の対象輸送分野について取りまとめたうえで、自動車局貨物課まで報告すること。

#### ④ 対象輸送分野と実証事業の関係について

下記（2）の実証事業を実施しようとする地方協議会は、当該実証事業に関わる輸送分野を対象輸送分野として選定すること（そのうえで他の輸送分野も検討の対象とすることは差し支えない。）。

#### ⑤ 地方協議会の開催方法について

地方協議会の開催方法は、対面開催のほか、オンライン開催等も考えられるところ、地域における新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、各地方協議会事務局及び各地方協議会事務局を管轄する地方運輸局等において検討の上、適切な開催方法とすること。

### （2）新たな実証事業について

#### ① 実証事業の実施に向けた調整

令和4年1月に実施した令和4年度実証事業の実施希望調査において、実証事業の実施を希望した各地方協議会事務局は、これまでの地方協議会での課題整理や過去の実証事業を通じて浮き彫りとなった課題、輸送分野ごとに顕在化している課題等に対し、荷主や運送事業者と協同して、各地方の状況に応じた課題解決の方策に向けた実証事業を実施すること。

実証事業の対象集団の選定に当たっては、実施地域におけるサプライチェーンに関する発・着荷主、元請運送事業者及び下請運送事業者等、実証事業の実施に必要な関係者を選定することとし、特に、着荷主が参画するように努めること。

実証事業の効果検証は定量的に評価するとともに、可能な限り環境負荷軽減の観点（CO<sub>2</sub>排出量など）からも効果検証を行うよう検討すること。

年度当初に「自動車運送事業市場環境整備推進調査費」を配賦された地方運輸局等においては、コンサルティング業務を受託する事業者（以下「受託業者」という。）との契約など必要な調整を進めること。

全日本トラック協会「令和4年度 トラック輸送における働き方改革推進費」の活用を検討している各地方協議会事務局は、全日本トラック協会への申請の前に、自動車局貨物課に相談の上で活用の検討を進めること。

実証事業の実施を希望する各地方協議会事務局は、事業の実施を希望する対象集団、実施地域、実施内容、実施希望時期の調整結果を地方協議会に諮ったうえで、各地方協議会事務局を管轄する地方運輸局等に報告すること。

地方運輸局等は令和4年9月30日（金）までに各地方協議会で実施する実証事業について取りまとめたうえで、自動車局貨物課まで報告すること。

## ② 実証事業の検討体制

各地方協議会事務局は、対象集団を構成する事業者及び受託業者等と連携を密にして、問題点の把握や改善方法の検討・提案等を行うこと。また、地方協議会は対象集団に対して、トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、荷主や運送事業者の生産性向上や取引適正化が図られるよう必要な助言等を行うこと。

## ③ 実証事業の実施内容

実証事業の実施内容は、これまでの地方協議会での課題整理や過去の実証事業を通じて浮き彫りとなった課題、輸送分野ごとに顕在化している課題等について、サプライチェーン全体で課題解決に取り組むもの、地域特有の輸送品目や課題が顕在化している輸送品目に関して取り組むもの、影響力の大きい荷主と連携して課題解決に取り組むべきものに区分して実施内容を調整することが望ましい。

また、受託業者が改善策を提示する際には、当該改善策の実現可能性やその実現のための所要期間、費用対効果の見込みについても提示させることで、荷主と運送事業者の費用負担面や労務負担面も考慮した取引環境の適正化等を促すものとする。

## ④ 実証事業の公表・展開策

実証事業の取組内容は、地方協議会で共有し公表する予定であることについて、参画する荷主や運送事業者の了解を必ず得ること。なお、公表に当たっては、匿名としても差し支えない。

また、実証事業において得られた知見については、実証事業の概要として「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン事例集」（以下「事例集」という。）への追加掲載を予定していることから、可能な限り受託業者との契約に事例集へ追加掲載する資料の作成を含めること。さらに、地方協議会においても、実証事業の対象集団以外の者への改善策の共有・展開につ

いて、効果的な方策を検討すること。

## 2 重点取組事項のP D C Aについて

上記1（1）、（2）の今年度の重点取組事項が、令和6年度から適用される時間外労働の上限規制に向けて効果的な取組となるよう、各地方運輸局等は管轄する各地方協議会の取組について、別添様式1を用いてP D C Aサイクルによる継続的な改善を行うこと。この際、P D C Aを効果的に実施できるよう、別添様式2を用いて令和6年度から時間外労働の上限規制が適用されることに向けた改善のための工程表を作成し、中長期の取組となるような目標及び指標（K P I）を設定するよう努めること。

なお、地方運輸局等は取りまとめた別添様式1・2を令和5年4月末日までに自動車局貨物課に報告すること。

## 3 トラック運送事業者に対する労働時間等説明会について

今年度も、トラック運送事業者に対する改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知や理解の促進に向けて、労働基準監督署において労働時間等説明会を開催することとしている。また、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）のうち貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に係る部分についての検討が進められており、今後、同基準の改正が予定されている。これらのことと踏まえ、説明会の内容や進め方等について地方協議会の場を活用する等により、必要な意見交換を行うこと。なお、意見交換については、都道府県労働局が主体となって行うこととする。

## 4 周知事項について

### （1）異常気象時における輸送の安全確保

大雪や台風などの異常気象時において、運行経路の変更や運行の中止等の柔軟な対応を行うこと、在庫の積み増しなどの物資融通を行うことについて、国土交通省本省、農林水産省本省及び経済産業省本省の連名で荷主団体宛てに要請文書を発出しているため、本取組みについて各地方協議会においても共有・周知すること。また、必要に応じて、気象情報や道路情報等を掲載する全日本トラック協会のホームページも共有・周知すること。

○全日本トラック協会HP：

- <https://jta.or.jp/member/anzen/snow.html>
- <https://jta.or.jp/member/bath.html>

### （2）標準的な運賃

「標準的な運賃」の告示（※）を契機として荷主と運送事業者の「取引の適正化」を図るために、運送事業者が「標準的な運賃」の趣旨を理解するだけでなく、荷主をはじめとした物流に携わる者においても、ドライバーの人工費をはじめ、法令を遵守して持続的に運送事業を行っていくうえで必要となるコスト等のあり方について、理解を得ることが不可欠であることから、「標準的な運賃」について地方協議会

の場においても地域の荷主や運送事業者等に対する積極的な周知を行うこと。

※ 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件（令和2年国土交通省告示第575号）

### （3）適正な運賃収受のための荷主周知活動

今般の燃料価格等の上昇により、貨物自動車運送事業者の経営に影響を与える状況が生じていることから、貨物自動車運送事業者の適正な運賃収受について、いつそうの促進を図るため、改めて、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等により、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しが行われるよう、地方協議会の場を活用して周知すること。

併せて、昨年12月に策定された「転嫁円滑化施策パッケージ」（※1）、本年4月に策定された「総合緊急対策」（※2）について、取りわけ貨物自動車運送事業者にも大きく関係する以下の施策に係る積極的な周知を行うこと。

- ・燃料油価格激変緩和補助金 (<https://nenryo-gekihenkanwa.jp/>)
- ・独占禁止法上の「優越的地位の濫用」や下請代金法上の「買いたたき」などに対する取締りの強化 ([https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/index.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html))
- ・パートナーシップ構築宣言 (<https://www.biz-partnership.jp/>)
- ・地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の創設 ([https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/220502\\_setsumei.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/220502_setsumei.pdf))

※1 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について」（令和3年12月27日付閣議了解別紙2）

（[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/partnership\\_torikumi\\_set.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_torikumi_set.pdf)）

※2 「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」令和4年4月26日付「原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議」決定

（[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/genyukakaku\\_bukkakoutou/pdf/honbun.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/genyukakaku_bukkakoutou/pdf/honbun.pdf)）

### （4）荷主等への要請について

#### ① 国土交通省本省による荷主等への「働きかけ」

違反原因行為（トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主等（元請けを含む。以下同じ。）に対して、関係省庁と連携してトラック運送事業者のコンプライアンスの確保には荷主の配慮が重要であることについて、理解を求める「働きかけ」を行っており、荷主等が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由等がある場合には、「要請」や「勧告・公表」を行うことになっている。

このような違反原因行為の疑いのある情報の提供先として、従前からの「荷待ち・荷役・燃料価格上昇などに関する意見等の募集窓口」（[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000043.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000043.html)）に加えて、地方貨物自動車運送適正化事

業実施 機関が行う巡回指導等でも情報収集に努めていることについて、十分な周知と積極的な活用に向けた呼びかけを行うこと。

また、荷主等が貨物自動車運送事業者から燃料費等の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、独占禁止法や下請代金法に違反するおそれがあるとともに、上記「働きかけ」「要請」「勧告・公表」の対象としていることについて、改めて積極的な周知と情報提供の呼びかけを行うこと。

## ② 労働基準監督署による荷主等への要請（予告）

厚生労働省本省において、荷主に対する取組として、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めることや、運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知することについて、労働基準監督署から配慮を要請すること等を検討しているところである。その内容が確定した後、これを都道府県労働局に通知し、周知を依頼する予定であるので、あらかじめ了知されたい。

## (5) 「ホワイト物流」推進運動

「ホワイト物流」推進運動については、本運動をさらに推進し、より多くの企業に、とくに各地方において影響力の大きい荷主企業に本運動へ参画いただけるよう、引き続き地方協議会の場においても地域の荷主や運送事業者等に対する積極的な周知及び参画の呼びかけを行うこと。

また、国土交通省が「『ホワイト物流』推進運動ポータルサイト」(<https://white-logistics-movement.jp/>)を開設していることについて引き続き周知を行うこと。

## (6) 「加工食品、飲料・酒」「建設資材」「紙・パルプ」物流ガイドライン

令和3年4月に改訂した「加工食品、飲料・酒」物流ガイドラインについては、国税庁・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省の各本省の担当課室の連名で関係する業界団体に対して同年5月に周知の依頼を行ったところであるが、地方協議会においても、「加工食品、飲料・酒」物流ガイドラインの周知はもとより、「建設資材」「紙・パルプ」物流ガイドラインについても改めて地方協議会の委員や各輸送品目に係る業界団体等を通じた周知・浸透を図ること。なお、ガイドラインにおいては、輸送品目ごとに示している課題や改善策が異なるため、関係者への周知に当たっては、効果的に情報提供するよう留意すること。

## (7) 運転者職場環境良好度認証制度（働きやすい職場認証制度）

制度の認証実施団体である一般財団法人日本海事協会が情報提供のためにウェブサイト (<https://www.untenhashokuba.jp/>)を開設しているところであり、多くのトラック運送事業者に申請していただけるよう、地方協議会の場においても本制度について積極的な周知を行うこと。

## (8) トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

厚生労働省において、荷主・運送事業者・国民向けに、令和元年9月に「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」(<https://driver-roudou-ji-kan.mhlw.go.jp/>)を開設しており、荷主や運送事業者等に対する情報を随時掲載していることから、地方協議会の場においても地域の荷主や運送事業者等に対する積極的な周知を行うこと。

(9) トラック運転者の長時間労働改善特別相談センターの開設について

厚生労働省本省委託事業において、荷主・運送事業者向けに、トラック運転者の長時間労働改善のための労務管理の相談や付随する取引環境の改善の相談に対応することを目的とする「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」を本年8月に設置予定であるため、地方協議会の場において地域の荷主や運送事業者等に対する積極的な周知を行うこと。

以上

地方協議会名: トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会

重点取組事項: 輸送分野全般における取引環境改善に向けた周知活動

【概要】

荷主、トラック事業者双方に対して標準的な運賃やホワイト物流推進運動等、輸送分野全般における取引環境の適正化につなげる。

資料3

2021年度	2022年度	2023年度	2024～年度	KPI	備考
荷主団体への要請行動					
地方協議会において、取引環境・労働時間改善に向けた協議					
荷主、トラック事業者を対象としたセミナーの開催					
各種広報媒体を活用しての周知活動					

【算出根拠】

協議会の周知活動を継続実施することにより、2021年度から2023年度まで、2020年度(告示年度)における届出率(23.6%)を維持する目標として算出。2021年度から2023年度まで2020年度と同様の届出率を維持した場合、90%以上となる。

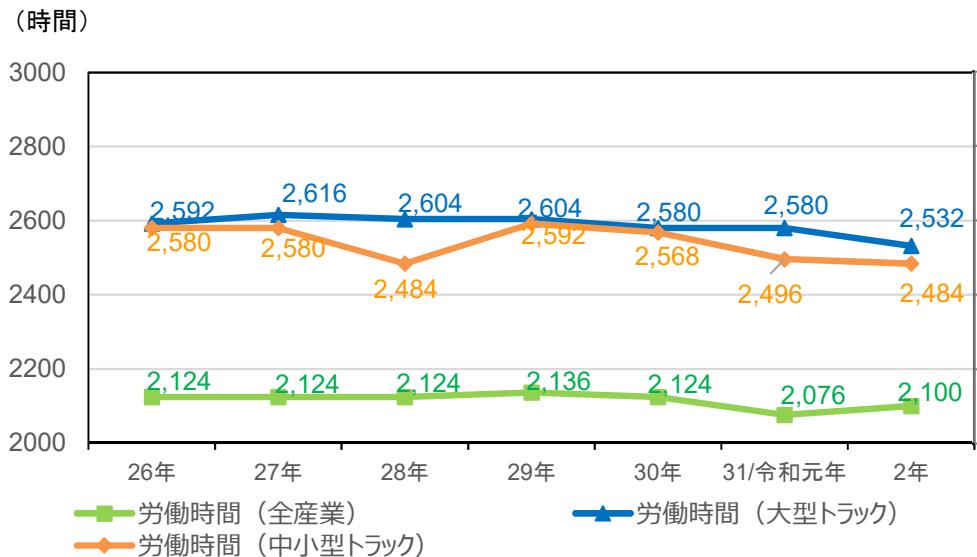
(計算式: 23.6%(2020年度末)+23.6%×3年度分=94.4%)

- ・標準的な運賃の届出率を2024年までに90%以上とする  
※参考  
2020年度末時点: 23.6%  
2021年度末時点: 53.7%

# トラック運送事業の働き方をめぐる現状

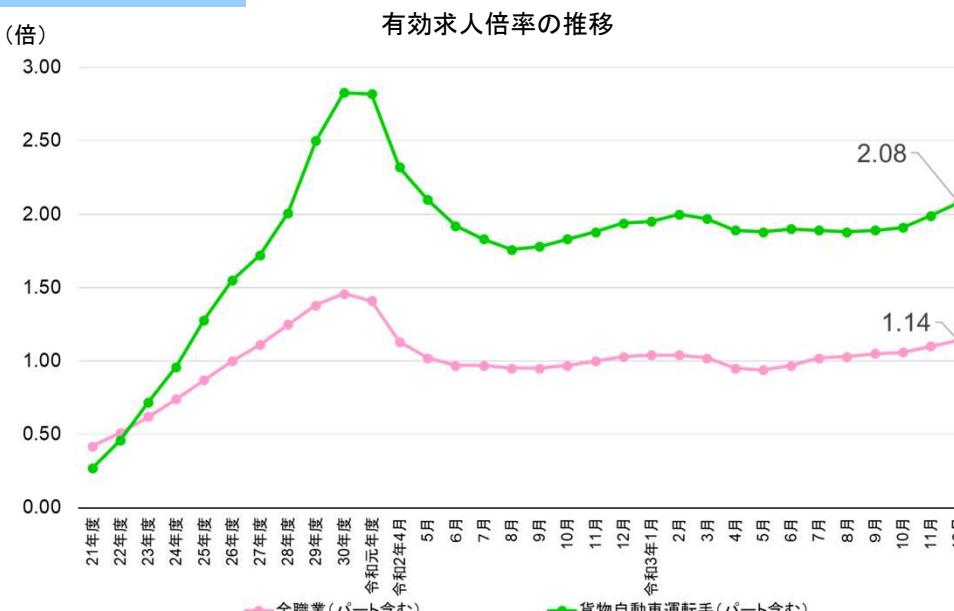
## ①労働時間

全職業平均より約2割長い。



## ③人手不足

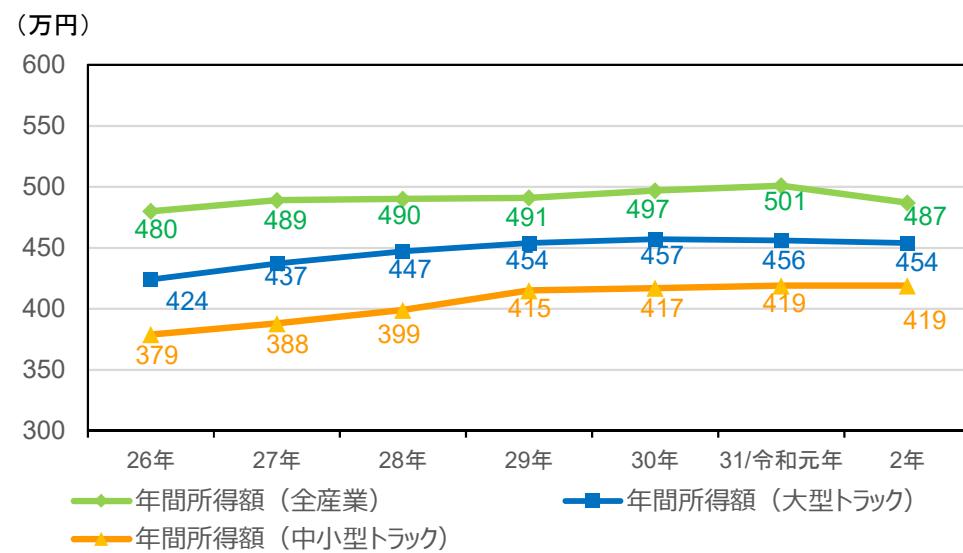
全職業平均より約2倍高い。



(出典)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」ほかより国土交通省作成

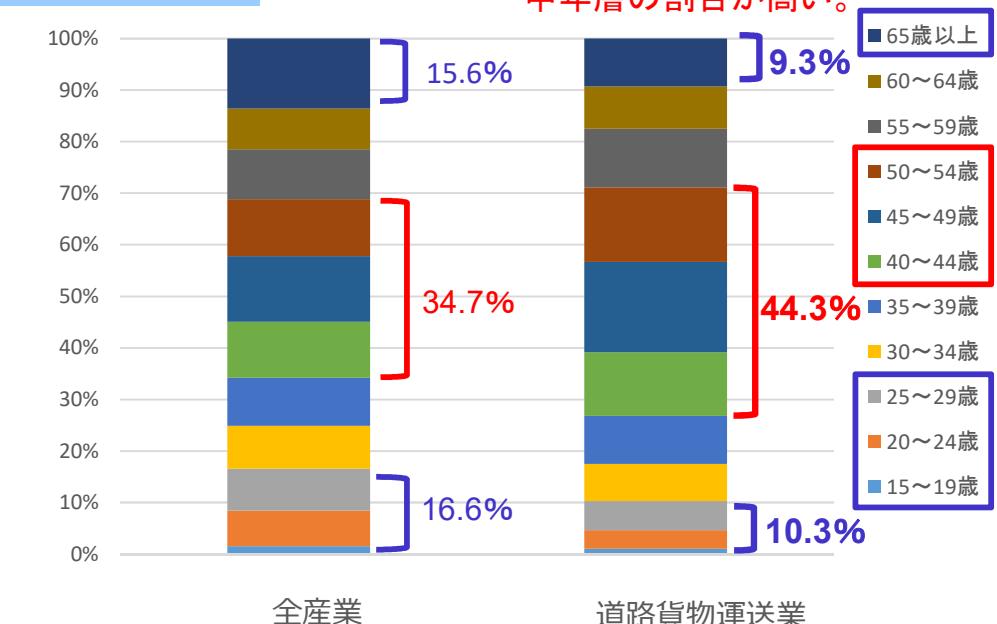
## ②年間賃金

全産業平均より約1割～2割低い。



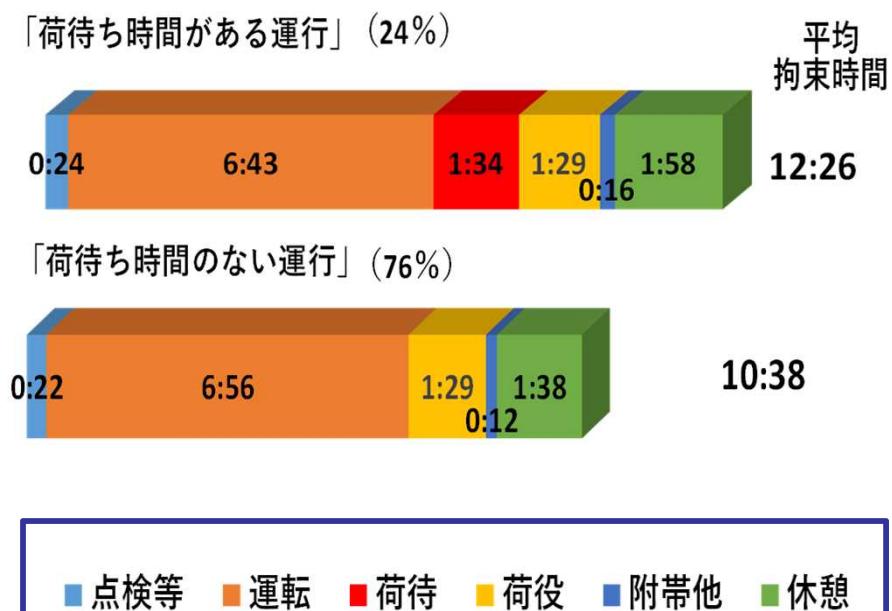
## ④年齢構成

全産業平均より若年層と高齢層の割合が低い。  
中年層の割合が高い。

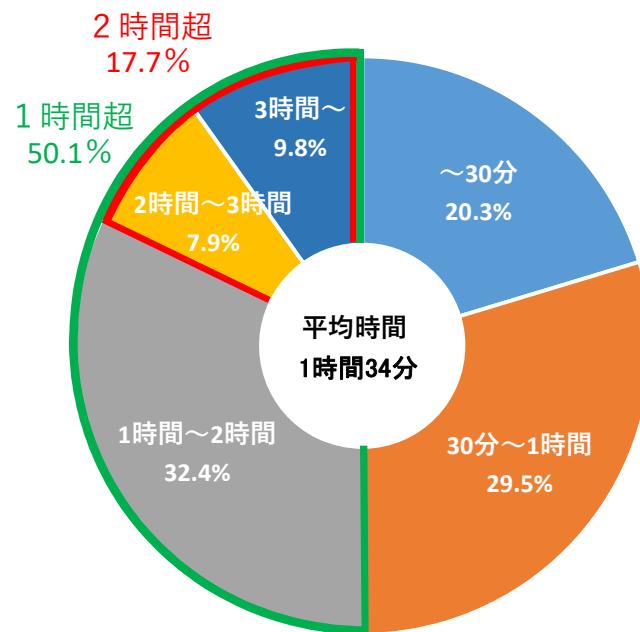


- トラックドライバーの長時間労働の要因のひとつは、発着荷主の積卸し場所での長時間の荷待ち時間・荷役時間
- 荷主企業と運送事業者が一体となって、**荷待ち時間の削減、荷役作業の効率化等**長時間労働の改善に取り組むことが重要

1運行の平均拘束時間とその内訳  
(荷待ち時間の有無別)



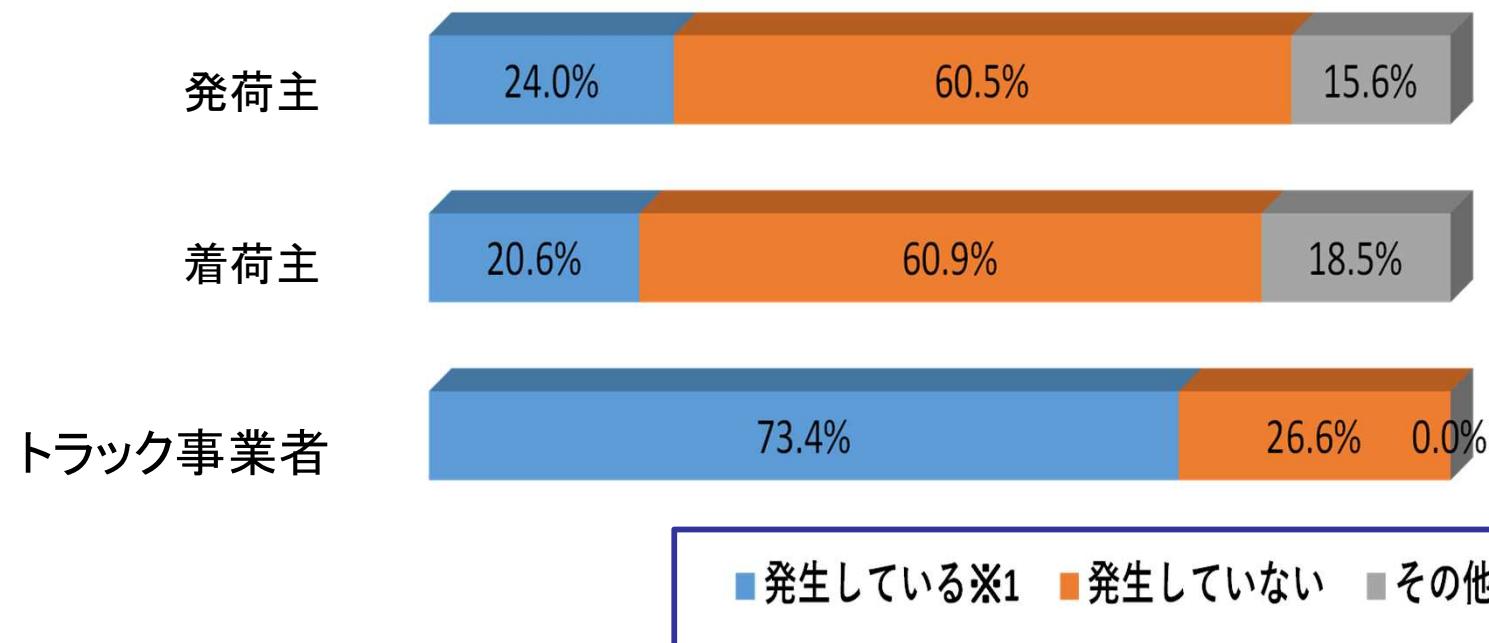
1運行あたりの荷待ち時間の分布



出典: トラック輸送状況の実態調査  
(R2)

➤ また、荷待ち時間の有無については、荷主とトラック事業者との間で認識に大きなギャップが存在する。

## 荷待ち時間の発生の有無



※1: 荷主調査では「時間までは把握していない」を含む

※2: 荷主調査では「把握していない」を含む

## 改正の目的

- トラック運送業の健全な発達を図るため、**規制を適正化**
- 時間外労働規制の適用(令和6年4月)を見据え、緊急に運転者の労働条件を改善

## 改正の概要

### 1. 規制の適正化

参入要件を厳格化(欠格期間の2年から5年への延長や、資金力確保の厳格化等)

### 2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

定期的な車両の点検・整備の実施や社会保険料の納付等の義務づけ

### 3. 荷主対策の深度化

**【時間外労働規制が適用されるまで(令和6年3月)の時限措置】**

トラック事業者の法令遵守に係る荷主の配慮義務や、国土交通大臣による荷主への働きかけの規定を新設

### 4. 標準的な運賃

**【時間外労働規制が適用されるまで(令和6年3月)の時限措置】**

運転者の労働条件を改善し、持続的に事業を運営するための参考指標として「標準的な運賃」の制度を導入

## 貨物自動車運送事業法改正法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけ等

- 制度改正について荷主・運送事業者向けに**関係省庁連名で周知。**
- 国交省HPにおいて**意見等の募集窓口を設置。**

違反原因行為を荷主がしている  
疑いがあると認められる場合

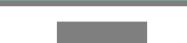
荷主が違反原因行為をしていること  
を疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善  
されない場合

**働きかけ**

**要 請**

**勧告・公表**



独占禁止法違反の疑いがある場合は公正取引委員会へ通知

 国土交通省

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

国土交通省では、貨物自動車運送事業者及び荷主のみなさまに対して、これまで、「標準運送約款の改正」、「適正取引の推進」、「荷主勧告制度」などを周知してきました。  
これらの取組みに関するご認識、満足度、実施状況等の実態把握を行うため、輸送・荷待ち・荷役などに関する意見等の募集窓口を設置致します。

**意見等の募集窓口** <https://www.mlit.go.jp/jidousha/yusou-jittai/index.html>

長時間の荷待ちや契約に含まれない付帯業務（追加業務）など、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する情報をお持ちの場合は、こちらへ情報をお寄せください。

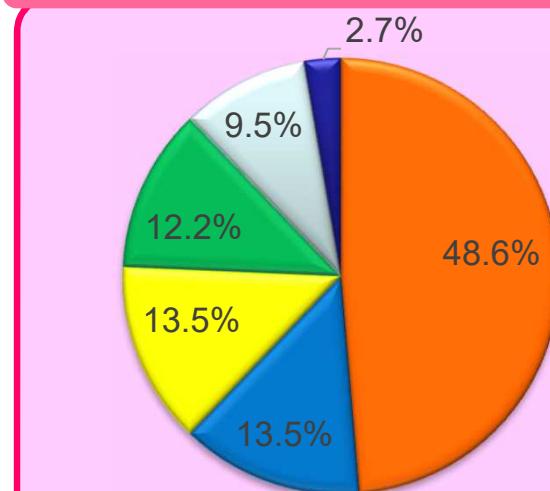
**●お持ちの情報はこちらへ投稿ください**

参考  
 ○標準貨物自動車運送約款の改正について  
 ○トラック輸送における適正取引推進の推進について  
 ○荷主勧告制度について  
 ○乗務記録の記載対象となる荷待ち時間・荷役作業等について

このページのQRコード

国交省HP：意見等の募集窓口

### 働きかけにおける違反原因行為の割合



※令和3年11月末時点

- 長時間の荷待ち
- 過積載
- 依頼になかった付帯業務
- 拘束時間超過
- 無理な配送依頼
- 異常気象

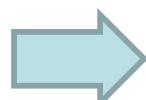
標準的な運賃は、**ドライバーの労働条件(賃金・労働時間等)を改善し、持続的に事業を運営**するための参考となる指標

## 基本的な策定方針

- ◆ 運賃表の基本 ⇒ 貸切運送を前提に(1)距離制、(2)時間制の運賃表を設定
- ◆ 車種等の違い ⇒ 車格別(2t, 4t, 10t, 20t)に**ドライバン型のトラック**を基準として算出
- ◆ 地域差 ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定
- ◆ 運賃と料金の考え方 ⇒ 高速道路料金やフェリー料金等については**運賃と別に収受**

## 適正な原価・利潤の確保

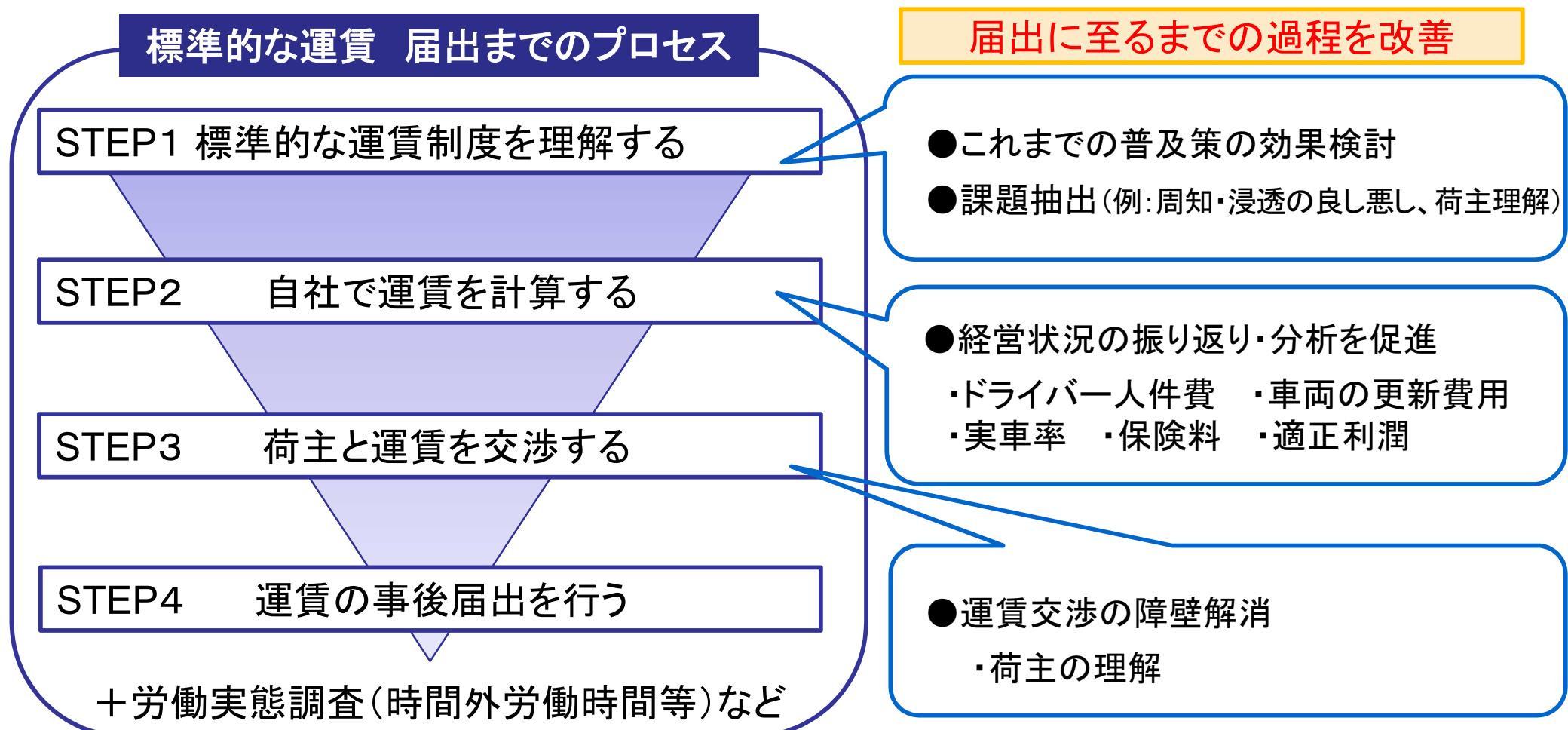
- ◆ 元請け・下請けの関係 ⇒ 元請事業者の庸車費用等は考慮せず、**実運送にかかる原価**等を基準に算出
- ◆ 車両費 ⇒ 環境性能や安全基準の向上を踏まえた**車両への設備投資等ができるよう償却年数は5年**で設定
- ◆ 人件費 ⇒ ドライバーの労働条件改善のため、**全産業平均の時間当たりの単価**を基準
- ◆ 帰り荷の取扱い ⇒ **帰り荷がないことを前提に実車率50%**の前提で算出。
- ◆ 利潤 ⇒ 事業の持続的な経営のために必要な利潤を確保する観点から、**自己資本に対する適正な利潤額**を設定



今後は、**標準的な運賃を実勢運賃に反映**させていくことが重要

# 標準的な運賃の普及に向けた今後の取組

- 平成30年改正後の貨物自動車運送事業法の目的である取引環境適正化の実現に向け、標準的な運賃を令和2年4月に告示したところ、この浸透状況を含む労働実態等について調査・検討を行う。
- 普及が十分でない地域について、重点的な普及活動を行っていく。
- 運送事業者と荷主が、公平な立場で、運賃交渉に臨むよう促していく。



# 標準的な運賃に係る届出件数

令和4年1月末時点

支局	事業者数 (轄権除く) H31.3.31現在	件数	割合	支局	事業者数 (轄権除く) H31.3.31現在	件数	割合	支局	事業者数 (轄権除く) H31.3.31現在	件数	割合
札幌	1516	725	47.8%	新潟	707	537	76.0%	徳島	380	305	80.3%
函館	268	226	84.3%	長野	636	220	34.6%	香川	594	409	68.9%
室蘭	370	214	57.8%	富山	603	377	62.5%	愛媛	735	613	83.4%
旭川	410	279	68.0%	石川	741	356	48.0%	高知	422	374	88.6%
帯広	326	107	32.8%	小計(北陸信越)	2687	1490	55.5%	小計(四国)	2131	1701	79.8%
釧路	276	143	51.8%	福井	477	290	60.8%	福岡	2229	827	37.1%
北見	189	102	54.0%	岐阜	856	304	35.5%	佐賀	436	333	76.4%
小計(北海道)	3355	1796	53.5%	静岡	1546	997	64.5%	長崎	428	353	82.5%
青森	796	359	45.1%	愛知	2893	1469	50.8%	熊本	688	597	86.8%
岩手	582	377	64.8%	三重	968	548	56.6%	大分	523	358	68.5%
宮城	1187	655	55.2%	小計(中部)	6740	3608	53.5%	宮崎	402	320	79.6%
秋田	340	246	72.4%	滋賀	503	353	70.2%	鹿児島	1006	633	62.9%
山形	364	205	56.3%	京都	974	612	62.8%	小計(九州)	5712	3421	59.9%
福島	988	461	46.7%	大阪	4402	1953	44.4%	陸運事務所	825	269	32.6%
小計(東北)	4257	2303	54.1%	兵庫	2210	288	13.0%	合計	56990	24620	43.2%
茨城	2258	223	9.9%	奈良	597	334	55.9%				
栃木	1085	530	48.8%	和歌山	558	372	66.7%				
群馬	1148	92	8.0%	小計(近畿)	9244	3912	42.3%				
埼玉	3340	502	15.0%	鳥取	302	209	69.2%				
千葉	2196	237	10.8%	島根	375	295	78.7%				
東京	5012	894	17.8%	岡山	1148	832	72.5%				
神奈川	2535	468	18.5%	広島	1509	1167	77.3%				
山梨	504	158	31.3%	山口	627	513	81.8%				
小計(関東)	18078	3104	17.2%	小計(中国)	3961	3016	76.1%				

※告示されてからの累計件数

## 対応策

### ○適正な運賃収受のための荷主周知活動

⇒「燃料費を含む適正な運賃の収受」という基本的考え方に基づき「標準的な運賃」や「燃料サーチャージ」の導入等により、燃料価格上昇分を反映した適正な運賃等への見直しを行うよう、荷主企業に理解と協力を呼びかけ。  
(荷主団体に文書により周知するとともに、各種協議会やセミナー等を通じて実施)

### ○相談窓口の設置

⇒トラック事業者が、燃料費の上昇分への運賃等への反映について相談ができるよう、国土交通本省、地方運輸局、運輸支局に、全国で合計64の相談窓口を新たに設置。

⇒国土交通省目安箱(web)にも意見募集の対象として燃料価格に関する事項を新たに明記

### ○荷主働きかけ等の法的な対応

⇒燃料費の上昇分を運賃等に反映することを求めたにもかかわらず不当に据え置くことは、独占禁止法の違反(買いたたき)等になるおそれがあるとともに、改正貨物自動車運送事業法に基づき、国交省による荷主への働きかけや、要請、勧告・公表等の対象にすることとし、この点につき、関係省庁等と連携して対応。

⇒上記の荷主周知活動や相談窓口、目安箱を活用して、こうした国交省の対応を関係者に周知するとともに、不当な据え置きに関する情報収集を行う

### <貨物自動車運送事業法改正法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけのフロー>

違反原因行為を荷主がしている  
疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為をしていること  
を疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善  
されない場合

**働きかけ**

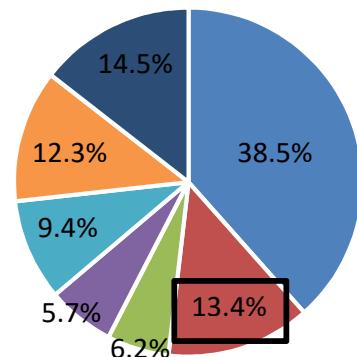
**要 請**

**勧告・公表**

独占禁止法違反の疑いがある場合は公正取引委員会へ通知

### <営業費用に占める燃料費の割合>

- 人件費
- 燃料油脂費**
- 修繕費
- 減価償却費
- 保険料等
- その他
- 一般管理費



出典:全日本トラック協会「経営分析報告書」(令和元年度決算版)

### <相談窓口・目安箱(国交省HP)>



#### 令和3年(2021年)の燃料価格の上昇に対する対応について

● 令和3年(2021年)の燃料価格の上昇により、貨物自動車運送事業者の経営の適正な運賃収受について、いっそうの促進を図るため、国土交通省では

#### 1. 適正な運賃収受のための荷主周知活動

適正な運賃収受については、従前より、荷主・荷主団体に対して、様々なチラシを配布して、改めて「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等によりように、荷主・荷主団体に対する周知活動を行います。

##### 荷主団体あて周知文書

運送委託者向けリーフレット

標準的な運賃パンフレット

燃料サーチャージガイドライン

#### 2. 相談窓口の設置

運賃交渉力が十分に備わっていない貨物自動車運送事業者について、燃料費を適切に設定するための相談窓口を設置するなどして、運賃の適正化に努めています。

#### 相談窓口一覧

← **相談窓口**

#### 3. 荷主への働きかけ等

荷主(元請を含む。)が貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和第120号)に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法(平成22年法律第10号)第120条に規定する公正取引の対象とします。また、同法同条に基づき、当該行為を公正取引の対象とします。

輸送実態把握のための意見等の募集窓口

← **目安箱**

荷主関係団体 御中

国自貨第69号  
令和3年11月10日

国土交通省自動車局貨物課長

貨物自動車運送事業者の適正な運賃収受のための周知について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の燃料価格上昇によって貨物自動車運送事業者の経営状況に与える影響が懸念されています。こうした燃料価格の上昇分については、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等によって適正な運賃収受に繋げ、貨物自動車運送事業者のみがその負担を抱えないことが必要です。

また、今般の燃料価格上昇は、適正な運賃収受の重要性について認識を新たにするものではありますが、そもそも、「標準的な運賃」において積算される人件費、車両更新に要する費用、事業運営や物流効率化に必要となる設備導入に要する経費などを含め、適正な運賃を収受することが物流の持続可能性を確保するうえで重要です。

つきましては、荷主（運送委託者）と貨物自動車運送事業者が協議の上、適正な運賃による運送契約の締結を行うことは、取引環境の適正化のために不可欠であることから、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 貨物自動車運送事業者と協議の上、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しを行うこと。

2. 貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となること。

## 運送委託者の方へのお知らせ



# 燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか？



### 法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



### 要注意! チェックポイント

- 燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しの協議を拒んでいませんか。
- 燃料サーチャージの導入要請があったにもかかわらず、協議を拒んでいませんか。



### こんな取引を目指しませんか？

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直す。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。

# 燃料価格上昇を踏まえた荷主への周知②

令和4年1月

トラック輸送をご利用される  
荷主の皆様

(公社)全日本トラック協会  
国土交通省

## 燃料価格高騰に伴う燃料サーチャージ制の導入について（お願い）

日頃は、トラック運送事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大による輸送量の減少により、事業経営に大きな影響を及ぼしているなか、現下の燃料価格の高騰を受け、各トラック運送事業者は事業存続に係る大きな危機に直面しています。

国土交通省では、平成20年に「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドイン」（平成24年改定）において、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度として定めているほか、令和2年4月に国土交通省が告示した「標準的な運賃」では、軽油価格を100円／トクで算出されており、それを超えた場合は、別に収受するよう定めています。

一方で、燃料価格の高騰分については、多くのトラック運送事業者が収受できていないのが実態であり、トラック輸送を利用される荷主の皆様のご理解が欠かせません。

つきましては、燃料価格高騰による事業者の窮状をご理解いただきとともに、安定した輸送力を確保するためにも下記事項につきまして、特段のご配慮を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

### 記

#### 1. 燃料サーチャージ制の導入について

輸送依頼をする各事業者と燃料サーチャージの基準となる価格を定め（「標準的な運賃」では100円／トク）、燃料サーチャージ制を導入していただきますようお願いいたします（別添リーフレット参照）。

※参考：軽油価格の推移 令和2年11月89.2円／トク→令和3年11月120.3円／トク

（全日本トラック協会調査（スタンド価格））

なお、トラック事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となります。

#### 2 「標準的な運賃」の活用について

すべてのトラック運送事業者が法令を遵守するとともに、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる「標準的な運賃」を国土交通大臣が告示しました。（別添パンフレットを参照）。

荷主の皆様におかれましては、持続可能な物流の実現に向けて、「標準的な運賃」の活用へのご理解とご協力をお願いいたします。

## 適正な運賃・料金の収受 燃料サーチャージへの ご理解をお願いいたします

燃料価格の高騰に、  
トラック事業者も赤字では、  
事業を継続できません！  
各社の労働環境改善が必要です！  
トランクドライバーの労働環境改善が必要です！  
しまいますから限界です！

トランクドライバーは、  
産業平均よりも割り高い労働時間365時間で、  
国際生活を支えるため、日夜走り続ける  
ため、新しい担当手が集まります。  
運賃を引き下げるため、必ず事業継続を  
していきますが、限界です！

燃料価格  
高騰

2023年4月から  
月60時間超  
割増料金50%への  
引き上げの対応

2024年問題  
時間外労働の上限規制  
960時間への対応

国内輸送の92%を担うトラック輸送はいま最大の危機！  
各社の事業継続につながる問題です

国土交通省

JTA 公益社団法人  
全日本トラック協会

## 燃料費の上昇分の負担を拒むと 法令違反となるおそれがあります!!

運送委託者が運送事業者から燃料費等の上昇コストを運賃・料金に反映することを求めるためにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反する恐れがあります。

また、貨物自動車運送事業法による荷主等に対する「働きかけ」「要請」「勧告・公表」の対象になります。

燃料費の上昇を踏まえた  
運賃・料金を見直しの協議を  
拒んでいませんか？

燃料サーチャージの導入要請が  
あったにもかかわらず、  
協議を拒んでいませんか？

### こんな取引を目指しませんか？

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直しましょう。
- 急激な燃料価格上昇など突然的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直しましょう。

### 標準的な運賃 燃料サーチャージ計算例

国土交通省告示「標準的な運賃」関東運輸局 距離別運賃による大型車の計算例

距離  
走行距離  
燃  
燃費：3.3km/ℓ  
燃料価格上昇額を仮に20円上昇すると算出上の燃料価格上昇額17.5円（注）

$$\text{計算式} = 1,100 \text{km} + 3.3 \text{km/ℓ} \times 17.5 \text{円/ℓ} = 5,834 \text{円}$$

（注）標準的な運賃では、標準価格100円→105円は「算出上の燃料価格上昇額」が2.5円とされています。以降、20円上昇すると「算出上の燃料価格上昇額」も5円上昇するよう規定されています。そのため、20円上昇の場合は、「算出上の燃料価格上昇額」は17.5円となります。

国土交通省  
「燃料サーチャージガイドライン」

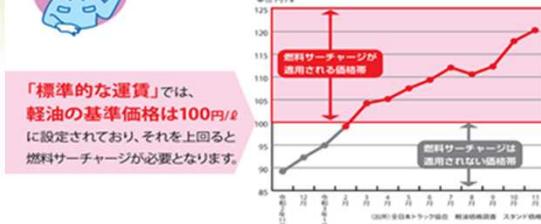
国土交通省  
「標準的な運賃 燃料サーチャージについて」

安定的な輸送を確保するためには  
標準的な運賃と燃料サーチャージ等  
適正な運賃・料金の収受が必要です

燃料サーチャージとは  
燃料サーチャージとは、燃料等の価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建てる運賃として設定する制度です。



軽油価格の推移と燃料サーチャージの考え方  
軽油価格の推移と燃料サーチャージの考え方



### ご不明な点は各地の相談窓口へ

国土交通省では、適切な運賃・料金の収受について、トラック事業者からの疑問・相談について、各地方運輸局、各地方運輸支局の相談窓口を設けてあります。

#### 国土交通省 トラック輸送取引相談窓口

相談局	相談部門	運賃相談相談部	電話番号
自動車局	自動車部	03-6281-0275	03-6281-4747
東海北陸運輸局	資源部	011-730-1741	011-730-6733
近畿運輸局	資源部・監査部	073-681-9765	
中国運輸局	企画部・運輸部	074-59-2151	
四国運輸局	企画部・運輸部	070-22-3233	
九州運輸局	企画部・運輸部	070-42-2138	
北海道運輸局	企画部・監査部	070-42-1213	
山形運輸局	企画部・監査部	070-45-1-104	
神戸運輸監理部	企画部・監査部	078-45-3-104	
白石支店	企画部・監査部	082-228-3438	
北陸運輸支局	企画部・監査部	070-22-3232	
北陸運輸支局	企画部・監査部	070-22-3241-2120	
北陸運輸支局	企画部・監査部	085-2-371-3111	
山形運輸支局	企画部・監査部	086-820-8122	
山口運輸支局	企画部・監査部	080-92-5336	
白石支店	企画部・監査部	087-802-6773	
香川運輸支局	企画部・監査部	087-882-1357	
四国運輸支局	企画部・監査部	088-641-4811	
愛媛運輸支局	企画部・監査部	089-956-1561	
鹿児島運輸支局	企画部・監査部	090-673-1111	
佐賀支店	企画部・監査部	092-472-2528	
福岡運輸支局	企画部・監査部	092-673-1191	
長崎運輸支局	企画部・監査部	092-673-2727	
佐賀支店	企画部・監査部	092-673-4747	
鹿児島運輸支局	企画部・監査部	096-369-3155	
沖縄運輸支局	企画部・監査部	096-877-5107	
大分運輸支局	企画部・監査部	095-51-1928	
宮崎運輸支局	企画部・監査部	099-261-6919	
鹿児島運輸支局	企画部・監査部	099-261-1868	
北陸信越運輸支局	企画部・監査部	026-243-6624	
石川運輸支局	企画部・監査部	026-208-6000	
富山運輸支局	企画部・監査部	026-208-6001	
新潟運輸支局	企画部・監査部	026-208-6002	
長野運輸支局	企画部・監査部	026-208-6003	
中部信越運輸支局	企画部・監査部	026-243-6624	
岐阜運輸支局	企画部・監査部	052-932-8037	
愛知運輸支局	企画部・監査部	052-351-5312	
静岡運輸支局	企画部・監査部	054-261-1191	
中部信越運輸支局	企画部・監査部	052-351-5311	
福井運輸支局	企画部・監査部	070-36-34-1602	

本内容について、トラック輸送の取引条件を取り決める部署に回付し、周知をお願いいたします。

JTA 公益社団法人  
全日本トラック協会

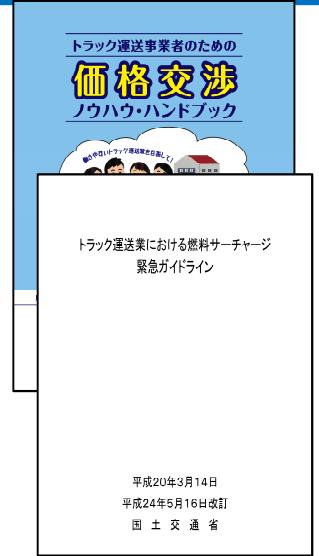
## ① 運輸支局相談窓口への相談(東北運輸局管内。荷主:外食チェーン)

### トラック運送事業者からの相談内容

○今般の燃料価格の上昇は経営状況に与える影響が大きいため、燃料サーチャージの適用について、近日中に荷主との交渉を行うことを予定している。荷主との交渉時において、参考資料等は何かないか?

### 相談窓口(運輸支局)での対応

○「燃料サーチャージガイドライン」、トラック運送事業者が荷主との適正な取引を行うための手引きとなる「価格交渉ノウハウ・ハンドブック」、原価計算の必要性・効果等を示した「原価計算の活用に向けて」等の参考資料を提示・解説するとともに、荷主との交渉状況についてフォローアップを実施。



### 荷主との交渉結果

○今回の交渉に当たっては、相談窓口で入手した参考資料を基に、荷主に対してトラック運送事業者が燃料サーチャージの意義や必要性について十分な説明を行った結果、サーチャージを適用することとなつた。

## ② 本省目安箱への投稿(九州運輸局管内。荷主:農産品加工業者)

### トラック運送事業者からの投稿内容

○長年にわたり荷主との間で不利な契約を強いられている。今年になって燃料価格が高騰し、損益に与える影響が大きく大変苦慮している。

### 国土交通省での対応

○投稿を受け、国土交通省から関係者へ事実確認を行うとともに、貨物自動車運送事業法に基づき荷主に対する「働きかけ」を行うべく調整。  
 ○別途、当該荷主には荷主関係省庁から荷主団体を通じて適正運賃の収受に関する国土交通省からの要請を周知。

### 対応結果

○国土交通省からの確認や適正運賃収受の要請を受け、荷主が適正な支払いについて理解したことにより、サーチャージを導入することとなつた。  
 (その他の契約等については交渉中)

## パートナーシップによる価値創造のための 転嫁円滑化会議(2021年12月27日)

### (出席者)

○閣僚等:総理大臣、新しい資本主義担当大臣、国土交通大臣ほか関係閣僚、公正取引委員会委員長

○経済団体:日本経済団体連合会会長、経済同友会代表幹事、日本商工会議所会頭、全国商工会連合会会长、全国中小企業団体中央会会长

○事業者団体:全日本トラック協会会长、日本建設業連合会会长ほか

(食品産業センター、情報サービス産業協会、全国警備業協会、電子情報技術産業協会、日本印刷産業連合会、日本化学工業協会、日本金型工業会、日本建材・住宅設備産業協会、日本航空宇宙工業会、日本広告業協会、日本産業機械工業会、日本自動車工業会、日本自動車部品工業会、日本スーパー・マーケット協会、日本製紙連合会、日本繊維産業連盟、日本铸造協会、日本鉄鋼連盟、日本動画協会、日本フランチャイズチェーン協会)



## パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議(2021年12月27日) 総理発言

本日は、事業者団体の皆様にお集まりいただき、価格転嫁の円滑化について、意見交換を行わさせていただきました。新しい資本主義では、株主だけでなく、取引先も含め、多様なステークホルダーの利益を考慮する必要があります。三村会頭からは、中小企業の賃上げについて、価格転嫁力が課題であり、是正する必要があると、こうした御意見も頂きました。本日は、事業者団体の皆様に、これまでの取組、あるいはこれからの方針についてお話を伺い、大変意を強くしました次第です。

政府としても、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、環境整備を行ってまいります。

本日、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージを決定いたします。1月から3月を転嫁対策に向けた集中取組期間と定めるほか、公正取引委員会と中小企業庁が事業所管省庁と連携して、問題となる事例を幅広く把握し、対応する価格転嫁円滑化スキームを創設いたします。加えて、下請代金法や独占禁止法の執行強化などにより、立入調査や要請を行い、価格転嫁を行いやすくいたします。

この後、閣議了解を行い、本日御出席の事業者団体を含めて、各事業所管大臣から各団体に対して、取引先とのパートナーシップ構築、取引慣行や商慣行の是正などについて、会員企業に周知されるよう、要請することとしております。取引は民と民の関係であり、本日お集まりの産業界をリードしている皆様方に協力いただきますよう、是非ともよろしくお願ひ申し上げます。

# パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化(要請)

## パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化に関する事業者団体に対する要請

政府は、新しい資本主義の考え方に基づき、成長と分配の好循環の形成に取り組んでいます。新しい資本主義の考え方では、企業は、株主だけでなく、従業員、地域社会、そして取引事業者といった多様なステークホルダーの利益を考慮するとの考え方を採ります。我が国企業の持続的成長を図るためにには、取引先とのパートナーシップの構築を進めることで、取引事業者全体により、企業価値を最大化することが重要であり、長期的に株主に還元を行うことが可能となると考えています。このような趣旨に鑑み、取引先との取引の在り方について、会員企業に対して、下記の点について周知されるよう要請します。

- 1 直接の取引先やその先の取引先も含めた、取引事業者全体での付加価値の向上に取り組み、取引先とのパートナーシップの構築を目指していただきたいこと。
- 2 親事業者と下請事業者との取引慣行について、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に取り組んでいただきたいこと。
- 3 取引対価の決定にあたっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には、労務費等の上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議に応じていただくこと。
- 4 下請代金は可能な限り現金で支払っていただくこと。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、支払サイトを60日以内とするよう努めていただくこと。
- 5 知的財産・ノウハウについては片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を通じたノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めないこと。
- 6 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更は行わないこと。

なお、政府としては、取引事業者全体のパートナーシップにより、適正な転嫁を進める環境整備を図るため、春闘に向けた期間である毎年1月から3月を「転嫁対策に向けた集中取組期間」と定めることとしました。また、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を決定し、取組を開始するとともにフォローアップしていくこととしました。あわせて、会員企業に対して周知をお願いします。また、現在、4,000社を超える企業がパートナーシップ構築宣言を宣言しています。会員企業に対して、制度の周知をお願いします。

## パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ(関連部分の概要)

2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化(1) 価格転嫁円滑化スキームの創設

・関係省庁からの情報提供や要請、違反行為を行っている疑いのある親事業者に関する情報を公取委・中企庁に提供できるHPの設置(「違反行為情報提供フォーム」)を通じて、情報提供を受け付け。来年6月までに報告書をとりまとめ、公表。法違反が多く認められる業種は、公取委・中企庁・事業所管省庁が連名で、事業者団体に対して、傘下企業において法遵守状況の自主点検を行うよう要請を行う。

・公取委・中企庁は、転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について、重点立入業種として、毎年3業種ずつ対象を定めて立入調査を行う。

(2) 独占禁止法の適用の明確化

・下請代金法の適用対象とならない取引についても、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を取引価格に反映しない取引は、独占禁止法の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあることを公取委は明確化し、周知徹底する。

(3) 「優越的地位の濫用」に関する緊急調査及び法執行の強化

・これまで荷主と物流事業者との取引を調査していたが、今年度内に対象業種を追加的に選定し、来年度に緊急調査を実施(「買いたたき」の指導実績が多い道路貨物運送業のほか、関係省庁からの情報提供等を踏まえて選定)。調査結果を取りまとめ、公表。公取委は、転嫁拒否が疑われる事案について、立入調査を行う。関係する事業者に対して、具体的な懸念事項を明示した文書を送付する。

## (4)下請代金法上の「買いたたき」に対する対応

①「買いたたき」の解釈の明確化

②「買いたたき」に対する取締り強化

・親事業者への立入調査の件数を増やすなど取締りを強化、再発防止が不十分な事業者に対しては、取締役会決議を経た上で、改善報告書の提出を求める(現在は法律に基づく勧告事案のみに要求)

③下請取引の監督強化のための情報システムの構築

④下請中小企業振興法に基づく対応

・集中取組期間(毎年1月~3月)において、中小企業からの相談窓口(下請かけこみ寺、原油価格上昇に関する特別相談窓口)における相談をもとに、下請Gメンによるヒアリングを実施、下請中小企業振興法に基づく振興基準に照らし、親事業者による価格転嫁の協議への対応状況を把握し、結果を公表

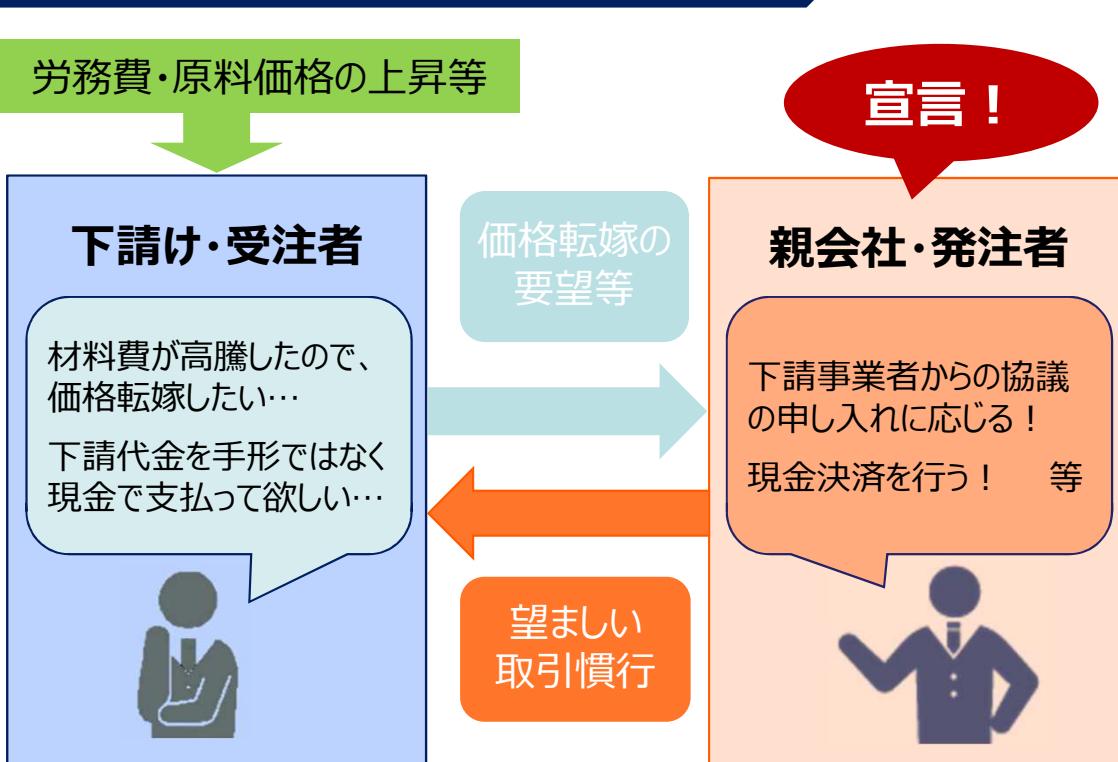
## 5. 公共工事品質確保法等に基づく対応の強化

(2)貨物自動車運送事業法、内航海運業法に基づく対応の強化

・トラック運送業について、燃料サーチャージの導入等を通じて燃料価格上昇分が適切に運賃に反映されるよう、荷主企業等に協力を求めるとともに、貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃の導入を促す。国土交通省本省、地方運輸局等に相談窓口を設置する。荷主への働きかけ、要請、勧告・公表など同法に基づく法的対応を強化する。

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、取引先との共存共栄を目指し、下記に取り組むことを「代表権のある者の名前」で宣言し、ポータルサイトで公表するもの。
  - (1) サプライチェーン全体の付加価値増大と、新たな連携 (IT実装、BCP策定、グリーン調達の支援等)
  - (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5分野 (①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)
- 「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」(2020年5月)において、導入を決定。
- 成長戦略実行計画（閣議決定）において「本年度中に2,000社の宣言」を目標を掲げており、2021年10月に目標を達成。2月8日時点で約6,000社の企業が宣言。（うち大手企業数(3億円超)の割合は1割程度）

## 1. 宣言のイメージ



## 2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- ✓ 経産大臣、経済再生担当大臣（共同議長）  
厚労大臣、農水大臣、国交大臣、官房副長官（衆・参）  
日商、経団連、連合
- ✓ 2020年11月の第2回は総理・官房長官も出席。



## 3. 宣言を行うメリット

1. ロゴマークを利用可能
2. 補助金の加点  
(ものづくり補助金、事業再構築補助金、省エネ補助金等)



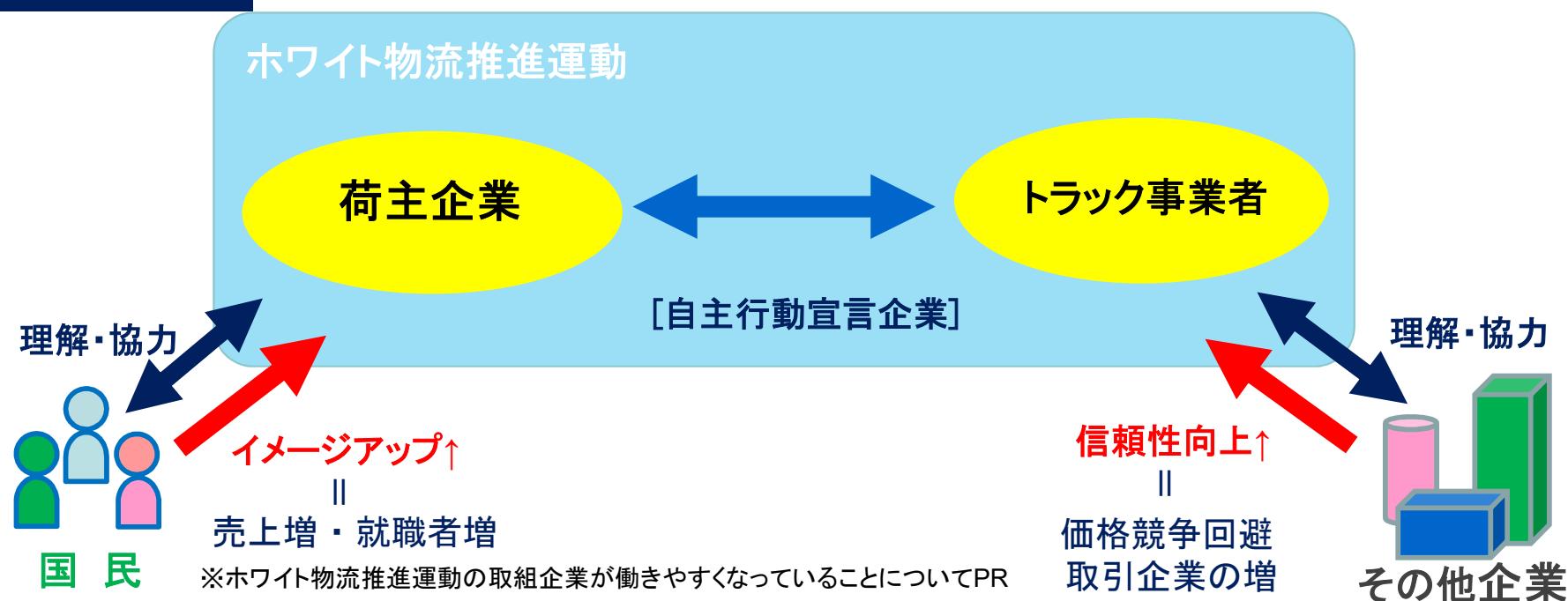
- 国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するため、若者、女性、高齢者も含めた全ての人にとって魅力ある「よりホワイト」な職場づくりを行う取り組み。

※ 全トラック運転手中、若者(15~29歳)は約10%、女性は約3%、高齢者(65歳以上)は約9% 【令和元年】

- 荷主企業、トラック事業者など、関係者が連携して当該取り組みを強力に推進。

平成30年5月30日  
 「ホワイト物流」推進運動を重点施策とする「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議政府行動計画」が決定

## 推進運動のイメージ



# 企業に呼び掛ける事項

## 必須項目

### (取組方針)

- 事業活動に必要な**物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識**し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

### (法令遵守への配慮)

- 法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、**取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。**

### (契約内容の明確化・遵守)

- 運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する**契約内容を明確化する**とともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、**その遵守に努めます。**

## 推奨項目

### A. 運送内容の見直し

- 物流の改善提案と協力
- 予約受付システムの導入
- パレット等の活用
- 発荷主からの入出荷情報等の事前提供
- 集荷先や配送先の集約
- 運転以外の作業部分の分離
- リードタイムの延長
- 納品日の集約
- 検品水準の適正化 等

### B. 運送契約の方法

- 運送契約の書面化の推進
- 運賃と料金の別建て契約
- 燃料サーチャージの導入
- 下請取引の適正化

### C. 運送契約の相手方の選定

- 契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮
- 働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用

### D. 安全の確保

- 荷役作業時の安全対策
- 異常気象時等の運行の中止・中断等

### E. その他

- 宅配便の再配達の削減への協力
- 引越時期の分散への協力
- 物流を考慮した建築物の設計・運用

### F. 独自の取組

- 独自の取組

# (参考)自主行動宣言の様式

## 「ホワイト物流」推進運動 持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
国土交通省	課長	国土 太郎	東京都	運輸業、郵便業	<a href="https://www.mlit.go.jp/">https://www.mlit.go.jp/</a>

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新: 2021年10月8日

(取組方針)

・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号		取組項目	取組内容
1	A	③	パレット等の活用	パレットの共同利用を進めています。
2				
3				
4				
5				
6				

PR欄	自由記述

## ホワイト物流推進運動は「SDGs」につながる取り組み



8. 働きがいも経済成長も  
すべての人ための持続的、包  
摂的かつ持続可能な経済成長、  
生産的な完全雇用およびディーセ  
ント・ワーク(働きがいのある人間  
らしい仕事)を推進する



9. 産業と技術革新の基  
盤をつくろう  
強靭なインフラを整備し、包摂的  
で持続可能な産業化を推進  
するとともに、技術革新の拡大  
を図る



11. 住み続けられるまちづ  
くりを  
都市と人間の居住地を包摂的、安  
全、強靭かつ持続可能にする



13. 気候変動に具体的  
な対策を  
気候変動とその影響に立ち向か  
うため、緊急対策を取る

## 取引企業等との関係性向上

自主行動宣言を行った企業は、「物流ひいては日本経済が直面する課題解決に取り組む企業」となり、企業のCSR活動として非常に重要な意義をもちます。

企業がCSRを果たすことで、取引企業等との関係性も向上することが期待されます。

逆に取り組まない企業は、物流社会全体で取り組む課題に無関心という表明になりかねず、将来的にサプライチェーンから外されたり、株主や地域の支援を得ることができなくなったりする可能性も懸念されます。

## 企業のブランディングに効果的

自主行動宣言を行った企業は、社会に対して責任を果たす企業として認識され、企業イメージの向上やブランディングにも非常に効果的であるといえます。

こうした社会貢献的な取り組みを積極的に行い、高い企業イメージ、高いブランドイメージをもつ企業は、フェアトレード的に消費者や取引企業からも選ばれるようになったり、優秀な人材の採用にも有利になることが期待されます。

## ビジネスチャンスにつながる

自主行動宣言を行った企業は、物流効率化などの課題を解決するための新しい取り組みを検討・実施しております。

こうした取り組みは、自主行動宣言を行った企業間での新規事業の創造や他業種との協働など、新しいビジネスチャンスにつながることが期待されます。

# 自主行動宣言の提出状況

➤ 1,315社が自主行動宣言を提出（令和3年12月末時点）

業態別	企業・組合 ・団体数
農業、林業	1
漁業	0
鉱業、採石業、砂利採取業	1
建設業	11
製造業	368
電気・ガス・熱供給・水道業	1
情報通信業	36
運輸業、郵便業	705
卸売業、小売業	112
金融業、保険業	3
不動産業、物品賃貸業	2
学術研究、専門・技術サービス業	3
宿泊業、飲食サービス業	1

業態別	企業・組合 ・団体数
生活関連サービス業、娯楽業	0
教育、学習支援業	3
医療、福祉	6
複合サービス事業	18
サービス業(他に分類されないもの)	23
公務(他に分類されるものを除く)	0
分類不能の産業	19
合 計	1,315

評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」。求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促す。また、更なる改善取り組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

## <認証の審査要件>

中小事業者による申請を容易にし、取組みの円滑な浸透、普及を図る観点から、

- ① 法令遵守等
- ② 労働時間・休日
- ③ 心身の健康
- ④ 安心・安定
- ⑤ 多様な人材の確保・育成

の5分野について、基本的な取組要件を満たせば、認証を取得可能。

併せて、自主的、先進的な取組みを参考点として点数化。

## <認証結果等の活用>

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への認証マークの表示や、認証事業者と求職者のマッチング支援を実施。また、求人エージェント協力の下、認証事業者の紹介等業界のイメージ刷新に向けた情報発信を実施。

## <令和2年度認証事業者>

バス(乗合・貸切)事業者	172社
タクシー事業者	656社
トラック事業者	1,717社
合 計	2,545社



## <スケジュール>

- ・申請受付期間：令和3年7月21日～10月15日
- ・認証事業者の公表：令和4年2月1日より順次公表

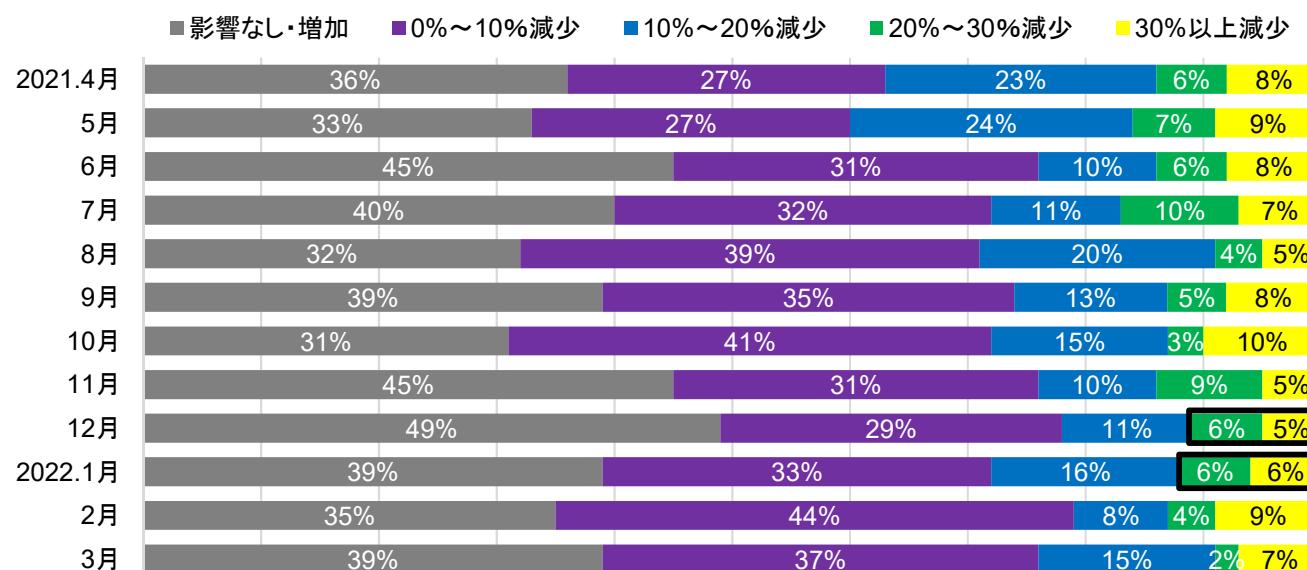
## <申請方法>

認証実施団体の「一般財団法人日本海事協会(ClassNK)」が受付、審査及び認証手続きを実施。

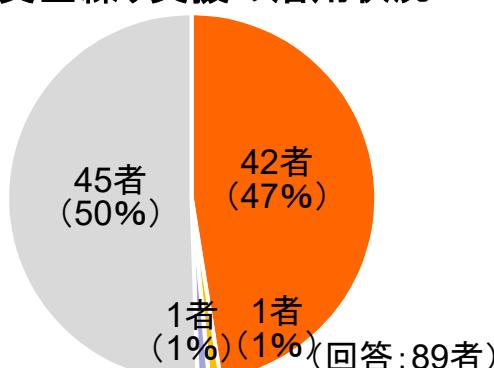
- ※ 法人単位(都道府県単位での申請も可)
- ※ インターネットによる電子申請(郵送による申請も可)
- ※ 書類確認、審査委員会による審査の上、認証を実施
- ※ 関係書類の保存義務、無作為抽出での事後確認あり
- ※ 審査料：5.5万円(税込)／1申請あたり  
(インターネットにより電子申請の場合、3.3万円(税込)に割引)
- ※ 登録料：6.6万円(税込)／1申請あたり

- 運送収入については、20%以上減少した事業者が、毎月、1割～2割弱。12月は全体の11%であったが、1月は12%となつた。
- 品目別の運送収入については、ほぼ毎月、完成自動車等の減少が多い。1月は鉄鋼厚板等が11%、ガソリン・軽油など石油石炭製品が8%減少。
- 支援制度については、資金繰り支援を48%の事業者が活用しており、47%の事業者が給付済み。雇用調整助成金を46%の事業者が活用しており、給付済み。

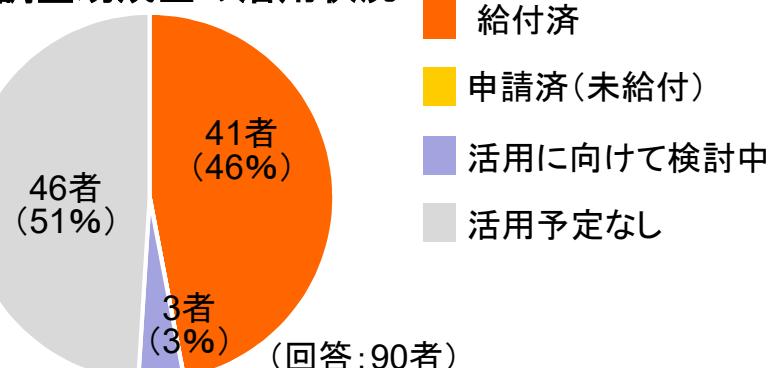
### ○運送収入及び顕著な影響がみられる品目(2019年同月比)(2・3月は見込み)



### ○資金繰り支援の活用状況



### ○雇用調整助成金の活用状況



### 品目別の運送収入で顕著な影響がみられるもの(2019年同月比)(2・3月は見込み)

2021年

- 4月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材 : ▲16%
- ガソリン・軽油など石油石炭製品 : ▲12%
- 5月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材 : ▲11%
- 日用品 : ▲8%
- 6月 ガソリン・軽油など石油石炭製品 : ▲6%
- セメント・コンクリート製品 : ▲5%
- 7月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材 : ▲10%
- 完成自動車・オートバイ・自動車部品など : ▲6%
- 8月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材 : ▲16%
- 完成自動車・オートバイ・自動車部品など : ▲7%
- 9月 完成自動車・オートバイ・自動車部品など : ▲12%
- 飲料・酒 : ▲6%
- 10月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材 : ▲13%
- 完成自動車・オートバイ・自動車部品など : ▲11%

- 11月 完成自動車・オートバイ・自動車部品など : ▲6%
- 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材 : ▲4%

- 12月 セメント・コンクリート製品 : ▲6%
- 完成自動車・オートバイ・自動車部品など : ▲5%

2022年

- 1月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材 : ▲11%
- ガソリン・軽油など石油石炭製品 : ▲8%
- 2月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材 : ▲16%
- 完成自動車・オートバイ・自動車部品など : ▲10%
- 3月 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材 : ▲17%
- 完成自動車・オートバイ・自動車部品など : ▲7%

# 台風等の異常気象時における輸送の目安の設定

昨今の台風等異常気象時において、トラック運送事業者が輸送の安全を確保することが困難な状況下で荷主が輸送を強要し、トラックが横転や水没するような事態が生じている。

このような状況を受け、(公社)全日本トラック協会より、異常気象時に輸送の拒絶や中止することが可能となるような基準を策定するよう要請があり、令和2年2月28日付けで通達を発出。

## 【通達の概要等】

- ◆ 気象庁が作成する風速や雨量により車両等へ与える影響度合いを示す資料等を基に、気象状況に応じた輸送可否の判断を行うための目安を提示。
- ◆ 荷主団体に対して、輸送の安全の確保が困難な状況下での輸送依頼を抑制するよう、傘下会員への周知を依頼。

【別表】異常気象時における措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時	20～30 mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50 mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロブレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50 mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15 m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20 m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20～30 m/s	通常の速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき
	30 m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良（濃霧・風雪等時）	視界が概ね20 m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

\* 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに入輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。

<異常気象時に輸送する際の目安>

## 雨の強さと降り方



## 風の強さと吹き方



<気象庁作成の資料>

異常気象等を理由に貨物運送の運行経路の変更や運行中止等を行う場合には荷主の理解が不可欠であり、荷主所管省庁である経済産業省や農林水産省と連携し、荷主に対して以下の体制により情報の周知や要請を行っている。

## 1. 季節的な周知・要請

- 降積雪期や出水期を迎える前に、降積雪期等における注意事項に関する文書を発出。

## 2. 緊急的な周知・要請

- ①大雪や大雨などの予報・警報を超える異常気象の予測に基づき気象庁が緊急発表を行う場合や、高速道路・幹線国道の通行止め情報などを事前に入手した場合には、関係省庁を経由して荷主団体等へ情報提供を実施するとともに、運行経路の変更、運行の中止等を認めるなど柔軟な対応を要請。
- ②予め運送に支障を来すことが予想される場合には、在庫の積み増しや、運行可能域内の物資の融通を行うよう要請。

### 【周知・要請体制】



※運送事業者や荷主団体（経団連や日商など）、  
関係省庁等により構成され、主に自動車局  
貨物課が運営する会議体

地域を選んで最新の雪みち情報をキャッチ

## おしえて! 雪ナビ



### 全国の雪みち情報

見たい地域の情報をクリックしてご覧ください。

**全国**

- > 今後の雪  
気象庁ホームページ
- > 高速道路影響情報
- > 道路交通情報  
Jarticホームページ

**北陸地方整備局**  
新潟 富山 石川

- > カメラ・道路情報
- > Twitter情報



**北海道**  
北海

- > カメラ・道路情報

**気象庁**

6時間先までの雪を予報

令和3年11月10日より  
**新しい雪の予報スタート**  
「降雪短時間予報」提供開始

**東北地方**  
青森 岩手 宮城

- > カメラ・道路情報

各高速道路会社による通行止め予測等の緊急情報

▲重要なお知らせ

NEXCO 西日本 0件	NEXCO 中日本 0件	NEXCO 東日本 0件	首都高 0件
--------------	--------------	--------------	--------

渋滞・規制情報

**関東地方**  
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京

- > カメラ・道路情報

i Highway i Highway ドラレコ E-NEXCO Drive Plaza mew-ti

**中部地方整備局**  
岐阜 静岡 愛知 三重 長野(南部)

- > カメラ・道路情報

**JARTIC**

公益財団法人日本道路交通情報センター

道路交通情報 Now!!

北海道 東北 北陸 全国 中国 関東 東海 信濃 九州・沖縄 四国 四国 近畿

高速・都市高速・一般道路の情報を24時間(5分更新)提供しています。

**中国地方整備局**  
鳥取 島根 岡山 広島 山口

- > カメラ・道路情報
- > Twitter情報

**九州地方整備局**  
福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島

- > カメラ・道路情報
- > Twitter情報

**四国地方整備局**  
香川 徳島 香川 高知

- > カメラ・道路情報
- > Twitter情報

# 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に 向けたガイドライン

2017 トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会(47都道府県・102のパイロット事業)

2018.5 自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画

6 生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会(加工食品)

7 働き方改革法案成立

10 生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会(紙・パルプ(洋紙・板紙分野))

11 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

(長時間労働改善等に向けた13の対応例(荷待ち対策等))

12 貨物自動車運送事業法改正

生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会(紙・パルプ(家庭紙分野)、建設資材)

2020.5～輸送品目別ガイドライン

加工食品①、建設資材、紙・パルプ(洋紙・板紙分野)、紙・パルプ(家庭紙分野)(2020.5)

加工食品②、飲料・酒(2021.4)

9 生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会(飲料・酒)



★取引環境と長時間労働の改善のため、荷主と運送事業者の協力は、中央及び47都道府県での「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中心に、輸送品目別実証事業によって加速させてきた。

# 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けた 輸送品目別ガイドラインセミナーの開催



- 荷待ち件数が特に多い「加工食品、飲料・酒」「建設資材」「紙・パルプ（家庭紙）」「紙・パルプ（洋紙・板紙）」の4分野について、令和2年度から順次、輸送品目別ガイドラインを作成。
- 本ガイドラインの周知浸透を図るため、荷主・運送事業者向けのセミナーを各分野ごとに計4回開催し、延べ527名が参加。※オンライン開催、参加費無料

## (開催実績)

- 第1回 令和3年12月9日 「建設資材」分野
- 第2回 令和4年1月28日 「加工食品、飲料・酒」分野
- 第3回 令和4年2月1日 「紙・パルプ（家庭紙）」分野
- 第4回 令和4年2月18日 「紙・パルプ（洋紙・板紙）」分野

## プログラムの例

- 「物流維持のための取組」  
説明者：国土交通省
- 「SIPスマート物流サービス概要紹介」  
説明者：内閣府
- 「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン紹介」  
説明者：富士通総研
- 「取組事例発表①」  
説明者：企業①
- 「取組事例発表②」  
説明者：企業②

国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和3年10月19日  
自動車局 実物課

「物流改善に向けたガイドラインセミナー」を開催します！  
～「加工食品、飲料・酒」「建設資材」「家庭紙」「洋紙・板紙」4分野で開催～

**物流改善は荷主の生産性向上にも繋がります！**

このセミナーによって、物流における社会的課題への理解を深めて頂くとともに、日ごろお付き合いのある荷主と運送事業者両者が、お互いのために一緒にになって考えるきっかけになれば幸いです。

※ 無料・オンラインで開催しますので、他の分野の業界の方も含めて、気軽にご参加ください！

○ 「働き方改革関連法」による時間外労働の罰則付き上限規制が、トラック運送事業についても2024年4月から年960時間を上限として適用されます。

○ しかし、慢性的なドライバー不足や長時間労働の実態を踏まえると、上限規制を遵守しながら現在と同水準の物流を確保することは困難です。

## ～紙加工品(衛生用品)物流における手荷役の改善に向けた検討～

- 紙加工品の一つである衛生用品（紙おむつ、生理用品）は、未だに手積み手降ろしが主流となっており、この分野におけるトラックドライバーの長時間労働の要因の一つとなっている。
- 衛生用品分野における手荷役をパレット化するための具体的な方策について検討を行うこととし、国土交通省に関係者からなる会議体を設置し、議論を開始。
- 2つのテーマを軸に検討を進め、今年度中を目途にパレット化に向けたアクションプランを取りまとめる。

## 【テーマ 1】

## T11パレットの活用を前提とし “外装サイズ 標準化”に向けた検討

- ・ 國際標準であるT11パレット活用を前提に、外装サイズを標準化。
- ・ 「T11活用のパレタイズ」に向け、**ロングターム**で、標準化に向けた“課題”と“解決の方向性”を検討。

## 【成果物】

パレット化に向けた  
アクションプラン  
を策定

## 【テーマ 2】

## 「品目-SKU」ごとに、最適なパレットサイズを(暫定的に)活用

- ・ 現状の外装サイズを変更せずに、積載率の低下を、最も抑制し得る最適なパレットサイズを検討。
- ・ 「T11活用に拘らないパレタイズ」を優先することで、**ショートターム**で、長時間労働の改善を実現。

## 【構成員】

- ・ 有識者(流通経済大学 矢野教授)
- ・ メーカー(日衛連、花王、大王製紙、白十字、P&G、ユニチャーム、リブドゥコーポレーション)
- ・ 卸事業者(全卸連、あらた、PALTAC)
- ・ レンタルパレット事業者(JPR、UPR)
- ・ 運送事業者(全ト協、ダイオーロジスティクス、トランコム)
- ・ 関係省庁(国交省、経産省、厚労省)

## 【スケジュール】

- |                |  |
|----------------|--|
| 第1回 (R3.10.27) | …キックオフ、アンケート等による実態調査開始                 |
| 第2回 (R4.1.13)  | …調査結果報告、実証実験の外観説明                      |
| 第3回 (R4.3月頃)   | …実証実験結果報告、アクションプラン議論<br>※年内にアクションプラン公表 |

- 協議会ごとに対象輸送分野（地域における課題のある輸送分野、過去の実証実験のフォローアップ対象の輸送分野、荷待ち時間に課題のある『加工食品、飲料・酒、建設資材、紙・パルプ、生鮮食品』の輸送分野などから選定）の改善に向けた議論を実施。一部の地方協議会においては実証実験を実施し、取組の深堀りを図った。
- 今後もP D C Aを回しながらさらなる取組の深化に取り組む予定。

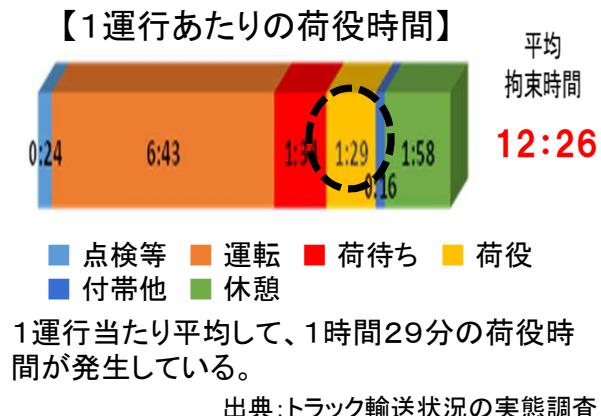
協議会	検討テーマ	実証実験
北海道	加工食品	加工食品
青森	農産物	
岩手	畜産物	
宮城	加工食品	加工食品
秋田	農産物	農産物
山形	加工食品	
福島	飲料・酒、農産物	
茨城	加工食品又は飲料・酒	
栃木	紙・パルプ(段ボール)	
群馬	加工食品	
埼玉	紙・パルプ(段ボール)	
千葉	加工食品	
東京	紙・パルプ	
神奈川	加工食品	
山梨	加工食品	
新潟	紙・パルプ	
長野	農産物	
富山	建設資材	
石川	全般	
愛知	加工食品	
静岡	紙・パルプ、自動車部品	
岐阜	モーダルシフトの検討	
三重	全般	
福井	金属製品・繊維製品	

協議会	検討テーマ	実証実験
大阪	日用品	日用品
京都	全品目	
兵庫	日用品	
滋賀	日用品	
奈良	日用品	
和歌山	日用品	
広島	建設資材	
鳥取	農産物	
島根	加工食品	
岡山	加工食品、飲料・酒	
山口	建設資材	
徳島	紙・パルプ	
香川	紙・パルプ	
愛媛	紙・パルプ	
高知	加工食品	
福岡	加工食品、農産物	
佐賀	加工食品、農産物	
長崎	加工食品	
熊本	加工食品、飲料・酒、農産物	
大分	加工食品、飲料・酒	
宮崎	加工食品	
鹿児島	茶葉	茶葉
沖縄	開催中止	

# 中小トラック運送事業者の労働生産性向上に向けた テールゲートリフター等導入支援事業

令和3年度補正予算額: 1.4億円

- トラック運送事業者の約99%が経営基盤の脆弱な中小事業者であり、新規投資の余力がなく、経営環境が厳しい状況。また、令和6年に自動車運転業務に適用される時間外労働規制にトラック事業者が対応できるようにする必要がある。更に、省エネ化に取り組むことも課題となっている。
- このため、中小トラック運送事業者の労働生産性の向上を図り、働き方改善・エネルギー効率向上を推進する必要がある。
- 具体策として、荷役作業の効率化、荷待ち時間の削減等に資する機器の導入に対する支援を行う。



## 事業概要

補助事業: 労働生産性の向上・多様な人材の確保に資する機器の導入補助

(補助率: テールゲートリフター等…通常機器価格の1/6、予約受付システム等…導入費用の1/2)

### ○ 対象機器の例

・テールゲートリフター



① 床下からゲート引き出し



② 展開して荷役への準備完了



③ カゴ台車のまま荷台に積込み



④ 手積みに比べて1/3程度の時間で荷役作業完了

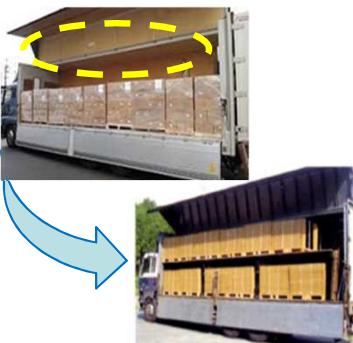
- カゴ台車による荷役が可能となるため、荷役時間が1/3程度に短縮。
- 手荷役による重労働が軽減され、女性等の多様な人材の確保に繋がる。

・トラック搭載型クレーン



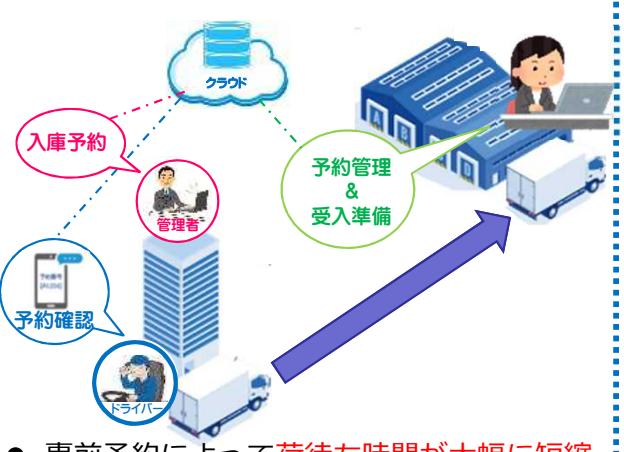
- 建築資材等の重量物や高低差のある現場など、手荷役による作業が困難な場面で効果的。
- 手荷役ではなくクレーンによる積み卸しが可能となることで、荷役時間を1/3程度に短縮可能。

・トラック搭載用  
2段積みデッキ



- 荷物を2段積みすることが可能となるため、約2倍の積載量が実現され、生産性向上に繋がる。

・予約受付システム 等



- 事前予約によって荷待ち時間が大幅に短縮可能。
- 積み荷の事前準備による積載業務を効率化。

## 効果

荷役作業の効率化、荷待ち時間の削減等により、長時間労働の是正等の労働条件の改善及び生産性の改善を図るとともに、省エネ化につなげる。

# 令和4年度 トラック関係の主な補助事業

継続

地域交通のグリーン化に向けた  
次世代自動車の普及促進

令和4年度予算案額:3. 9億円の内数

補助対象:CNGトラック、HVトラック  
補助率:通常車両価格との差額の1/3  
※新規導入は単年度に3台以上導入が条件(グリーン  
経営認証等を取得している場合を除く)



CNGトラック



HVトラック

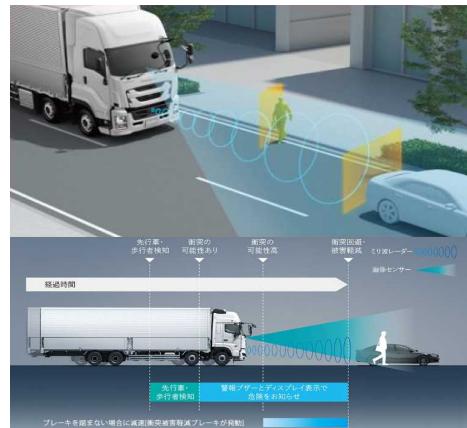
継続

事故防止対策支援推進事業

令和4年度予算案額:8. 8億円の内数

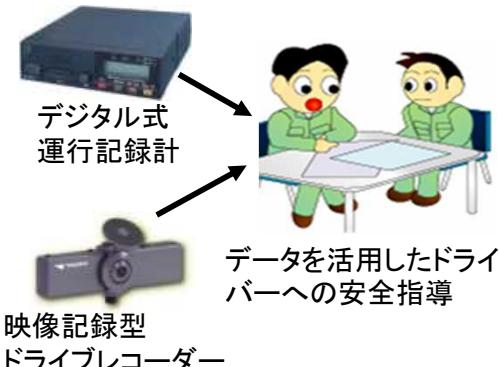
## 1. 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

衝突被害軽減ブレーキ(歩行者対応)等の導入に対し支援



## 2. デジタル式運行記録計等の導入に対する支援

デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダーの導入に対し支援



## 3. 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

過労状態を測定する機器及びヘルスケア機器等の導入に対し支援



## 4. 社内安全教育の実施に対する支援

外部の専門家等の活用による事故防止のためのコンサルティングの実施に対し支援



# その他トラック関係予算

## ●カーボンニュートラルに向けた輸送形態の構築【新規】 22百万円

カーボンニュートラル(CN)実現に向けた運送事業者の取組を推進することが求められることから、ゼロエミッション車(ZEV)に関する現在の技術的制約を踏まえ、制約下でもCN実現に資する輸送形態を調査・検討する。

## ●危機時等におけるトラック運送業の「強靭性の確保」【継続】 17百万円

物流を支える重要な社会基盤である貨物運送事業について、自然災害発生時や感染症流行の危機時においても事業継続を可能とするための体制強化及び事業構造の強化を図るための事業を実施する。

## ● トラック運送業における働き方改革の推進 92百万円

働き方改革による労働条件改善を推進するため、(1)労働生産性の向上、(2)多様な人材の確保・育成、(3)取引環境の適正化等に資する事業を実施する。

- ・トラック運送業の実態把握等【継続】
- ・「ホワイト物流」推進運動【継続】
- ・DXを通じた働き方改革に関する調査【新規】

トラック運送  
事業者の  
みなさまへ



発着荷主の  
みなさまへ

# トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター

トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るためのご相談を無料でお受けします。

ドライバーの時間外労働の上限規制、  
何から手を付けたらいいの？

ドライバーの  
運転時間に  
限度があったの？

こんな困りごとなど、  
ご相談ください！

荷主の立場で  
できる改善は？

荷待ち時間の削減を、  
どう進めればいいの？



トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

ご相談は専用 Web サイトの問合せフォームかフリーダイヤルから  
ご利用時間：9:00～17:00、休日：土日祝、12/29～1/3

東日本 0120-763-420・西日本 0120-625-109



相談  
無料



# ご相談方法は……



## ご相談方法①



ポータルサイト  
相談専用ページから

役立つサポート情報も！

## ご相談方法②



通話料無料！<sup>®</sup>

フリーダイヤル

東日本 0120-763-420

西日本 0120-625-109

※ご利用時間：9～17時（12～13時は休憩）

休日：土日祝、12/29～1/3

もっと詳しく相談したい！



オンライン  
相談

## オンラインによる ご相談

詳しいご相談を職場から  
お気軽に！



## コンサルタントの 訪問

労務管理・物流改善の  
専門家がお伺いします！

トラック運転者の長時間労働の改善に向けた情報は下記専用ポータルサイトへ

## トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

The portal site includes sections such as:

- 企業のみなさまへ**: Includes links for "簡単自己診断" (Simple Self-Diagnosis) and "問題点解決のための情報提供" (Information provision for problem-solving).
- サッと解決よろず相談**: Includes a Q&A section.
- 情報いろいろ宝箱**: Includes links for "荷主のための物流ポイント講座" (Logistics Points Course for Shippers) and "運送業者向け情報" (Information for Transportation Operators).
- 簡単自己診断ツール**: A link to the self-diagnosis tool.
- 荷主どうしの連携によるコンテンツ**: A link to content related to inter-company collaboration.
- リールポート**: A link to the reel port.

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト  
<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

トラックポータル



## ポータルサイトでは、こんな 情報を掲載しています

### 「仕事を知ってみよう 簡単自己診断」

問題点・解決施策・メリットを確認できる荷主の皆さまと  
トラック運送事業者の皆さまに向けた自己診断ツール

### 「サッと解決 よろず相談」

トラック運転者の労働時間改善に向けたFAQ集

### 「情報いろいろ宝箱」

トラック運転者の長時間労働を是正するための動画教材や、  
取組事例、改善ハンドブック、ガイドラインなど様々なツール集

### 「統計からみるトラック運転者の仕事」「動画・ 写真で見るトラック運転者の仕事」「トラック運転者の生の声」

さまざまな角度から、トラック運転者の仕事について、取り  
まとめた資料集